

第二百四回国会 衆議院 文部科学委員会 議 録 第十 三 号

令和三年五月十二日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 左藤 章君

理事 青山 周平君

理事 小淵 優子君

理事 原田 憲治君

理事 牧 義夫君

理事 安藤 裕君

上杉謙太郎君

大串 正樹君

繁本 護君

谷川 弥一君

根本 幸典君

福井 照君

古田 圭一君

村井 英樹君

吉良 州司君

下条 みつ君

中川 正春君

山内 康一君

笠 浩史君

鰐淵 洋子君

藤田 文武君

池田 佳隆君

神山 佐市君

菊田真紀子君

浮島 智子君

石川 昭政君

尾身 朝子君

櫻田 義孝君

柴山 昌彦君

中村 裕之君

馳 浩君

船田 元君

三谷 英弘君

山本ともひろ君

齊木 武志君

寺田 学君

谷田川 元君

吉川 元君

古屋 範子君

畑野 君枝君

白須賀貴樹君

文部科学大臣 萩生田光一君

国務大臣 丸川 珠代君

会・東京オリンピック競技大会担当 伊藤 涉君

財務副大臣 鰐淵 洋子君

文部科学大臣政務官 三谷 英弘君

文部科学大臣政務官 兼内閣府大臣政務官 梶尾 雅宏君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官)

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 河村 直樹君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 黒瀬 敏文君

政府参考人 (文部科学省総合教育政策局長) 義本 博司君

政府参考人 (文部科学省初等中等教育局教育課程総括官) 串田 俊巳君

政府参考人 (文部科学省高等教育局長) 伯井 美徳君

政府参考人 (文部科学省スポーツ庁次長) 藤江 陽子君

政府参考人 (文化庁次長) 矢野 和彦君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 三浦 章豪君

参考人 (公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長) 布村 幸彦君

文部科学委員会専門員 但野 智君

委員の異動 五月十二日

辞任 下条 みつ君 補欠選任 齊木 武志君

同日 齊木 武志君 補欠選任 下条 みつ君

五月十一日 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号) は本委員会に付託された。

四月二十八日

GIGAスクール構想実現に向けた取組への支援拡充に関する陳情書(高知市本町五の四の五 和田勝美)(第一〇九号) 五月十二日

特別支援学級の学級編制基準の引下げに関する陳情書(岡山市北区大供一の一の 浦上雅彦)(第一一七号) 四月二十六日

学校園におけるわいせつ行為等の犯罪被害等の撲滅に関する意見書(大阪市議会)(第一七四〇号) [学校給食の無償化を求める意見書(青森県三戸町議会)(第一七四一号)]

学校給食費の無償化を求める意見書(和歌山県田辺市議会)(第一七四二号) 学校施設への空調設備の導入等整備の充実を求める意見書(福岡県大牟田市議会)(第一七四三号)

GIGAスクール構想に対応する子どもの健康管理などの意見書(北海道名寄市議会)(第一七四四号) GIGAスクール構想に対応する子どもの健康管理などを求める意見書(広島県尾道市議会)(第一七四五号)

義務教育における三十人以下学級の実現を求める意見書(茨城県牛久市議会)(第一七四六号) 国の負担で学校給食の無償化を求める意見書(大阪府議会)(第一七四七号)

国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書(大阪府議会)(第一七四八号) 高等学校におけるICT環境の整備を求める意見書(神奈川県議会)(第一七四九号)

高等学校等における生徒用「一人一台PC端末」の整備に係る国庫負担を求める意見書(大阪府議会)(第一七五〇号)

子どもたちが学ぶ環境の更なる向上を求める意見書(宮城県議会)(第一七五一号)

子どもに対する体罰、わいせつ行為等への対策強化を求める意見書(東京都町田市議会)(第一七五二号) コロナ禍から文化・芸術を守る施策の抜本的強化を求める意見書(京都府長岡京市議会)(第一七五三号)

コロナ禍における児童・生徒の自殺等の急増への早急な対策を求める意見書(金沢市議会)(第一七五四号) 三十五人学級を早急に実現しさらなる少人数学級の実現を求める意見書(茨城県土浦市議会)(第一七五五号)

児童生徒に対するわいせつ行為により教員免許が失効した者に対する厳格な制度構築等を求める意見書(三重県議会)(第一七五六号) 小・中学校の少人数学級の実現を求める意見書(東京都目黒区議会)(第一七五七号)

小中高全体で三十人学級を早く実施することを求める意見書(北海道倶知安町議会)(第一七五八号) 少人数教育の早期推進に関する意見書(北海道名寄市議会)(第一七五九号)

少人数学級の早期推進に関する意見書(神奈川県大和市議会)(第一七六〇号) 少人数学級の推進を求める意見書(松山市議会)(第一七六一号)

全国学力調査に関する意見書(北海道登別市議会)(第一七六二号) 特別支援学校の設置基準の策定を求める意見書(宮城県議会)(第一七六三号)

無形文化財等の保護の推進を求める意見書(埼玉県議会)(第一七六四号) わいせつ行為により教員免許が失効等した者の

採用に関する制度の厳格化を求める意見書(埼玉県議会)(第一七六五号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)
文部科学行政の基本施策に関する件

○左藤委員長 これより会議を開きます。

文部科学行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長布村幸彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房内閣審議官梶尾雅宏君、内閣審議官河村直樹君、総務省大臣官房審議官黒瀬敏文君、文部科学省総合教育政策局長義本博司君、初等中等教育局教育課程総括官串田俊巳君、高等教育局長伯井美徳君、スポーツ庁次長藤江陽子君、文化庁次長矢野和彦君及び経済産業省大臣官房審議官三浦章豪君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○左藤委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。山本ともひろ君。

○山本(と)委員 皆さん、おはようございます。自由民主党の山本ともひろです。(発言する者あり)ありがとうございます。

本日は、貴重な質疑の時間をいただきまして誠にありがとうございます。同僚議員各位に御礼を

申し上げます。

時間が限られておりますので、早速質疑に入らせていただきますと思います。

私は、ふだん、神奈川四区といまして、横浜市栄区、鎌倉、逗子、葉山、そういった地域を中心に活動させていただいておりますが、その御縁で、神奈川県内の大学生が私の事務所を訪ねてくられて、その中で、神奈川県内の大学生で構成をされている、学費のない社会を目指す神奈川学生プロジェクト、通称Reel caseと言うようですが、その学生のグループが、二〇二〇年と二一年、独自に大学生にアンケート調査を行ったというところで、その貴重な資料をいただきました。今日は、その資料を基に、質疑を中心にさせていただきますと思います。各委員の先生方にも資料配付させていただいておりますので、是非御覧いただければと思います。

この二〇二一年のアンケートの質問四というところを見ていただきますと、五六・六％の学生が去年分の大学施設費の返還を、また、三七・七％の学生が去年分の学費の返還を求めているということであります。

こういった考え方に、政府としてはどのようにお考えなのか、受け止めておられるのかをお聞かせください。

○伯井政府参考人 お答えいたします。

コロナ禍の中にあっても質の高い学修機会を確保することは、大学の使命でございます。感染対策を十分に講じた上での対面授業の実施などを通じて、学修者本位の教育活動を実施していただくことが重要というふうに考えております。

御指摘の授業料等の学納金は各大学の判断において設定されるものでございますが、例年と異なる授業形態を採用したり施設の利用制限を設けたりするのであれば、その必要性や合理性について学生に丁寧に説明、理解を求める必要があるというふうに考えております。実際、昨年度におきましては、授業料の支払いにつきまして学生等から疑問が寄せられる例も見受けられたところでござ

います。

文科省としては、令和三年年度の授業の実施に当たり、各大学が自ら徴収する授業料等の必要性や合理性について学生に対して丁寧な説明を行うよう改めて要請をしているところでございますが、引き続き、各大学の学生に寄り添った対応を促してまいりたいと考えております。

○山本(と)委員 是非、そういった各大学への通知、指導をしっかり徹底していただいて、こういう学生の困った声ができるだけ少なくなるように努めていただければと思います。

次に、前年の、二〇二〇年のアンケートの質問十五で、四二・六％の学生が学生支援緊急給付金の拡充と継続をしてほしいと答えております。これは大変評判のよい制度であった。私も、学生から、すごく助かったという声を聞いております。これは今後どういう予定を考えておられるのかを教えてください。

○伯井政府参考人 御指摘の学生支援緊急給付金につきましては、これまで、大学等が推薦すべきと判断した全ての学生約四十三万人に支給を行いました。

経済的に困難な学生に対しましては、昨年度からスタートした高等教育の修学支援新制度やあるいは貸与型奨学金におきまして、家計急変の学生も含めて随時支援を行うとともに、各大学が独自に行う授業料減免についても支援を行っております。こうした取組は今年度も継続して行っております。

アルバイト収入の減少につきましては、厚労省の雇用調整助成金あるいは新型コロナウイルス対策休業支援金・給付金で、学生アルバイトの休業も含めて支援対象となっております。アルバイト収入が減少した学生にはこれらも活用いただきましたと考えておりまして、大学等を通じて周知を行っているところであります。

また、学生支援機構の寄附金を財源といたしまして、大学が学生に食料品を提供したり、あるいは自宅外で生活を再開する学生への支援をしたり

するなど、きめ細かな支援も行ってあります。まずは、これらの取組を着実に実施したいというふうに考えております。

○山本(と)委員 厚労省もそういう新たなメニューを出して、学生の支援に動いているということでもあります。文科省の所管ではありませんけれども、そういった新たなメニューで学生が支援を受けられるということであれば、それを一生懸命、文科省としてもPRに努めていただいて、学生にそういったものを周知徹底をしていただければと思います。

さらに、二〇二一年のアンケートの質問三のところで、三七・七％の学生が、奨学金の返済への不安があると答えています。質問四では、四五・三％の学生が、給付制奨学金の拡充を求めています。

奨学金返済の負担軽減と給付制奨学金の拡充をすべきだと私も思いますが、どのようにお考えですか。

○伯井政府参考人 先ほども御答弁いたしました。が、昨年四月から高等教育の修学支援新制度というのを開始し、給付型奨学金と授業料減免によりまして、経済的に困難な学生への支援を大幅に拡充いたしました。コロナ禍においても、新制度や貸与型奨学金によりまして、家計急変した世帯は直近の所得により判定を行うなど、随時支援を行っております。

また、貸与型奨学金につきましては、経済的理由から奨学金が返還困難となった者に対しては、一定期間、月々の返還額を減額したり、あるいは返還の期限を猶予したりするなど、きめ細かな救済措置を講じてきたところでございます。

こうした支援策につきましては累次にわたり大学等に通知しております。また、各大学等に対して、学校独自の支援策を含め、支援を必要とする学生一人一人に情報が行き渡るよう、先ほども御指摘いただきましたけれども、しっかりと周知するということや、困難や不安を抱える学生目線に立ったきめ細かな相談体制というのをお願いして

いるところをごいまして、引き続き、そうした相談体制の整備、周知等を促してまいりたいと思っております。

○山本(二)委員 大幅拡充である、あと、きめ細やかな対応という、本当にある意味ありがたい対応をしていただいているわけですが、このアンケート調査を見ていると、どうもそれが、やはり周知徹底が行き届いていないのかなと思いますので、是非、学生に、そういった支援の枠、拡大している、それを利用してほしいということとPRをしっかりやっていただければありがたいなと思います。

このいずれのアンケート、二〇二〇年、二〇二一年どちらのアンケートでも、お金の話ばかりで大変恐縮なんです、学費の無償化や学費を半減してほしいなど、学費の低減を訴える声が大変多くあります。

さらに、二〇二〇年のアンケートの質問十五のところでは、六四・八％の学生が、今の政治に期待することとして、学費の削減に取り組んでほしいというふうに答えています。

こういった現場の学生の声、政治への期待、こういったものに、萩生田大臣、どのようにお応えになりますか。

○萩生田国務大臣 新型コロナウイルス感染症の影響も含め、経済的に困難な学生が、修学、進学を諦めることがないようにしっかりと支えることが何より重要と考えています。

文科省としては、経済的に困難な学生に対しては、先ほど局長からも答弁をさせていただきましたが、令和二年度四月から開始しました高等教育の修学支援新制度において、給付型奨学金や授業料等減免の支援の拡充をしています。

また、授業料等の学納金は各大学の判断において設定されるものです。その上で、例年と異なる授業形態を採用したり施設の利用に制限を設けたりするのであれば、その必要性や合理性について学生に丁寧に説明し、理解を得る必要があると考えております。

先ほど先生、アンケートに寄り添って学生の思いを伝えていただきましたけれども、どう考えても、入学前に見たパンフレットですとか、あるいは受験のときにいろんな先輩たちの活動などを確認しながら志望校を決めるわけですよね。その学生になれば、こういうキャンパスライフが待っているんだというふうに胸を膨らませて、みんな入学するわけじゃないですか。

ところが、入学式もなければ、授業も一回も行ったことがなければ、クラスメートにも会ったことがなければ、パンフレット等にあつたスポーツ施設も使えなければ図書館も使えないで、しかし、授業料は一円たりとも返ってこないということになれば、学生の皆さんがそれを不満に思うことは、私は十分理解できますよ。

ですから、それはやはりコロナの状況の中で、非常事態ですから、学校もいろんな苦勞をしていると思うんですけれども、それを学生の皆さんがきちんと納得するように説明をする、あるいは補填をする、こういうことが私は必要なんじゃないかなと思っております。私に授業料の金額を決める権限があるんだしたら、またそういう政治的な決断もあるんですけれども、これはあくまで学校が決めることなので、是非、納得がいく、満足がいく説明や対応というのを各学校には求めているなと思っております。

貸与型の奨学金については、これまで貸与基準を満たす希望者全員に対して無利子奨学金の充実を進めてきたところでございます。新型コロナウイルスの感染症の影響によりアルバイト収入が減少した学生等を対象とした緊急特別無利子貸与型奨学金を今年度も募集するとともに、三か月分の奨学金の一括貸与なども可能としました。

すなわち、今、アルバイトが緊急事態宣言で多分減っちゃっていると思うので、ここは是非これを活用していただいて、取りあえず三か月分借りておいてもらって、またアルバイトができるようになったら、そこから毎月一万円戻してもらいたい、そういう設計をしてもらったらありがたい

なと思います。

いずれにしても、学生の皆さんが家庭の経済事情にかかわらず学べる環境というのは一歩一歩前進をさせていきたいなと思いますので、また御支援をよろしくお願いしたいと思います。

○山本(二)委員 大臣おっしゃるとおり、大臣に直接的な権限はない、それは我々がよく分かっております。ただ、今の御答弁で、学生の思い、また、こういった問題提起をしている私と同じ問題意識を大臣が持っていたらいいということに気がついただけでも、学生たちにとっては本当に心強いことだと思えますので、是非大臣のリーダーシップを発揮していただければと思います。

それでは、少し話題を変えまして、次は、学校教育の中で部活動というの大切な教育の場となっていると思いますけれども、その中で、今の教員の負担軽減あるいは働き方改革、そういったことを進めていく中で、部活動の改革はどうなっているのかなと。

三谷政務官、スポーツの分野を担務されていて熱心に取り組んでおられるということを知っていますが、こういった部活動改革の方向性、あるいはそういった改革の合理化、そういったことはどうなっているのか、お答えください。

○三谷大臣政務官 お答えいたします。この部活動の改革につきましては、先般インターネット上でも、例えば、教師のバトンプロジェクトによって、本当に数多くの先生方から直接多くの声をいただいたいております。先生方の負担が非常に重いという話も多くあります。

もちろん、それだけではなく、今のいわゆる勝利至上主義の弊害といいますか、余りにも過重な指導というものを是正していかなければいけないという観点から様々な改革を進めていかねばならないということで、その第一歩といたしまして、令和五年度から、休日の部活動を段階的に学校教育から切り離して、地域のスポーツ活動に移行することとしております。

そして、その円滑な地域移行の実施に当たりま

しては、教師に代わり専門的な指導を担える地域人材ですとか、地域のスポーツ活動の運営団体の確保などが必要であるというふうにご考えておきまして、これらの課題に取り組むため、今年度から各地域におきまして実践研究を実施しているところでございます。

加えて、教師に代わって指導や大会への生徒の引率を行う部活動指導員の配置を促進するとともに、適切な活動時間や休養日の設定、短時間で効果的な指導の推進のための取組を行うなどしております。

例えば、神奈川県横浜市においては、教師の負担軽減の観点から、市、企業、大学の三者が連携し、ICTを活用した部活動支援事業を実施しており、実証校の中学生に対して大学生が遠隔で指導を行う取組を進めているほか、先生の御地元の鎌倉市におきまして、短時間で効果的な指導の推進の観点から、地元のプロスポーツクラブ、ベルマーレ平塚と伺っておりますけれども、関係団体が協力し、部活動の顧問教師への実技研修会を設けており、指導力向上に向けた取組を実施、実践しているのと伺っております。

また、先ほど申し上げた部活動指導員に関しましては、横浜市において行ったアンケートによりまして、九五％の学校が部活動指導員が指導を行うことで教師の負担軽減になっていると回答しているのと伺っております。令和三年度予算において、この部活動指導員の配置を支援するための必要な経費十二億円、実は、これは一万人を超える方の配置を可能とする予算を取っております。令和元年度では四千四百人にとどまっておりますので、積極的に部活動指導員を配置していただけるように、引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○山本(二)委員 三谷政務官も、担務として、この改革、しっかりと引き続き取り組んでいただければと思います。

時間が参りましたので、終わらせていただきます

す。ありがとうございます。

○左藤委員長 次に、浮島智子君。

○浮島委員 おはようございます。公明党の浮島智子です。

本日は、文化芸術の支援を中心にお伺いをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先日、三度目の緊急事態宣言がなされた際に政府が示した基本的対処方針、これでは、無観客開催、社会生活の維持に必要なものを除くとされ、文化芸術そしてスポーツは対象外とされてしまいました。

文化芸術そしてスポーツの活動は、コロナ禍において、本当に光、希望、勇気を与えてくれます。これまでも、言葉では、不要不急の外出、又は今回の、社会生活の維持に必要なというような言われ方をされましたけれども、社会生活の維持に必要なものであると私は思います。

そこで、文化芸術が社会生活の維持に必要なものであるとお考えなのか、それとも必要ではないとお考えなのか、文化庁及び内閣官房コロナ室の見解を伺いたいと思います。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症との過酷な戦いの中にあっても、文化芸術活動は、社会全体の健康や幸福を維持し、生活に潤いを与える役割を担っていることを認識しておりまして、委員御指摘のとおり、社会生活の維持に必要なものであると認識しております。

○梶尾政府参考人 お答え申し上げます。内閣官房でございます。

日頃の文化芸術活動や感染症対策への御理解、御協力に感謝申し上げます。

大型連休前の感染状況につきまして、変異株の影響も受けた感染拡大で、東京、大阪で新規陽性者が千人を超える中で、感染拡大を抑えるためには人流抑制をすることが必要ということで、徹底的に人流を抑えるというための強い措置、その中で、イベントの開催につきましては、原則無観客

で、難しい場合は中止又は延期をお願いしたわけですが、それでも、各種の国家試験や資格試験、あるいは福祉、公営住宅の説明会、あるいは、どうしても延期、オンライン化が困難な必要最少限度の会合については、どうしても延期とか中止、オンライン化が難しいというものであって、それを、社会生活の維持に必要なものという形で、例外的にこの時期に参加者がいる形で開催を認めるということにしたものでございます。

文化芸術、音楽、スポーツイベントを始め、会議、式典、講演会、説明会など、あらゆるイベントは、その代替手段が全くないというわけではないので、原則としてオンライン化か、それが難しい場合は中止、延期をお願いしたところでございまして、すなわち、社会生活の維持に必要なものと表現いたしました。これは、生活を日々続けていく上で必要最小限度の活動は維持するということを想定して、そのために必要な催物は例外的に開催を認めるということで使ったものでございまして、もとより、文化芸術、音楽、スポーツイベントなどが社会生活にとって重要な意義を有するということについては、それはもう言うまでもないというふうに思っております。

今の御指摘の点、既に業界からの声としても伺っておりますので、本日からの緊急事態宣言下ではこの言葉を使っておりますけれども、今後類似の表現を使う必要が生じた場合には、どのような表現を用いていくのか、しっかり考えていきたいと思っております。

○浮島委員 文化庁の方から、生活に潤いというところで必要であるという、内閣のコロナ室の方から、それは必要であるというふうに私は受け止めました。

今回の、今日からの延長以降は、国の措置は無観客又は中止、延期の対応でなくなるため、それは書かれていないということでしたけれども、団体や個人、そしてスタッフの皆様というのは、本当に死に物狂いで頑張っているんです。誤解を招くような言い方は断じてやめていただきたいとお

願いをさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○梶尾政府参考人 繰り返しになりますけれども、今後こういったような表現を使わないといけない場合につきましては、適切な表現をしっかりと考えて使っていきたいというふうに思っております。

○浮島委員 是非とも、根本のところを理解していただきたいと思います。文化芸術そしてスポーツは社会生活の維持に必要なものであると思っておりますので、お願いいたします。

また、今回の緊急事態の宣言の延長に伴って、この社会生活の維持に必要なものである文化芸術を始めとするイベントの開催制限は、緩和はされましたけれども、舞台芸術やクラシック音楽等の公演にとつては、五〇％の開催では、そもそも最初から赤字覚悟でやらなければなりません。大変厳しい措置と言わざるを得ません。

これまで、文化芸術のイベントについては、舞台関係者が、様々な感染症対策、これを積み重ねてきております。イベントの収容制限は、本来、科学的知見の蓄積に基づき行われるべきものであり、今回の制限はどのような科学的知見に基づいて設定されたものであるか、内閣官房のコロナ室の見解を伺います。

○梶尾政府参考人 お答え申し上げます。

イベントの開催につきましては、昨年来、エビデンスに基づく開催の在り方の検討というのを進めておりまして、イベント自体のリスクへの対処の観点から、飛沫の飛散のシミュレーションや実証等を踏まえた有効な感染防止策のエビデンスですとか、ガイドラインなどの継続的な改定、深化などを踏まえてイベントの開催制限の要件の見直しを図ってきて、ステージ2以下の都道府県を中心として、着実に段階的な緩和を進めてきたところでございます。

他方で、人流が増えますと、感染発生場の増加、飲食店利用者の増加などが想定されますから、感染が拡大している中においては、特に、イ

ベント自体は感染管理が十分取られていたとしても、全国的、広域的に不特定多数の方々が集まって、また一定の時間を共有する、入退場や休憩のときの密集も発生するためにゼロリスクにできないということで、イベントの前後も含めれば広域的な感染拡大リスクがどうしても避けられないので、ステージ3以上のような場合においては開催の制限を設けたところでございます。

こうしたことにつきましては、分科会からも、ある都道府県がステージ3相当以上と判断された場合には、イベントの人数制限を元に戻すことやイベントの中止も含めて慎重な対応をというようなことの提言もいただいているところでございます。

今回、感染拡大を抑えるために徹底的に人流を抑えるという形で取ったわけでございます。劇場や映画館、百貨店、博物館などのイベント関連設備や大規模施設では十分な感染防止対策を講じていただいているところでございますけれども、できる限り人流を抑制するという観点から、大型連休期間における活動の制限をお願いしたところでございます。

感染状況が悪化した地域では、どうしても感染を抑え込む必要があるために、一定の制約と御理解、御協力をお願いしたいと思っております。その上で、引き続き、よりよいイベント開催の制限の在り方、関係の方々とも意見交換をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

○浮島委員 済みません、何を言っているのかよく分からないんですけれども。

人流の抑制、これは異論はありません、みんなそう思っています。しかし、いきなり一〇〇％から〇％にしたり、今回は五〇％、ただ振出しに戻っただけであります。

そして、問題は、何を抑えるのか、そこにしっかりとエビデンスがないことだと私は思います。しっかりとエビデンス、科学的知見の下、こうした効果的だからこゝを止めるとか、次にはこうした効果的だからこゝを止めると

か、そういう、事業者にきちんと納得していただける説明が必要であると私は思います。

それで、人流を抑制するといっても、劇場、映画館、美術館、博物館など、ばらつきがあるのはなぜか。現場から私のところにも、このゴールデンウィークを含め、千件を超える現場の様々な声をいただいております。

各団体は、感染症対策は万全にしています。私も劇場にも行きましたけれども、本当にここまでするのというぐらいの感染症対策をしています。また、美術館は、チケットを買うのも、もう人とは接しないで、自動で、機械でやるというところも出てきておるのが現状でございます。そして、舞台、コンサート、映画、徹底した安全対策をしていて、観客クラスターは一切出ておりません。基本的には、科学的知見に基づかない収容制限は撤廃すべきであり、感染症対策を徹底した上でイベントを開催するようにすべきと私は考えます。

他方、科学的知見に基づく収容制限要請に協力した文化芸術団体に対して、団体は制約を受けているわけで、適切な財政支援を行うこととセットにする必要があると思います。地方創生臨時交付金も使えるはずですが、しつかり色づけけるとかしなければならぬ。

セットでやっていただきたいと思いますが、文化庁、そして財務省の見解を伺いたいと思います。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、科学的根拠に基づいた丁寧な説明を行うことが不可欠であると考えておりまして、文化庁といたしましては、アドバイザリーボード、これは医師等の専門家も含めた会合でございますけれども、アドバイザリーボードの御意見を踏まえて、科学的根拠に基づいた施策を行っているところでございます。

また、文部科学省といたしまして、十分な感染対策を施した上でイベントが開催できるよう、文化施設における感染防止対策に関する整備等を支

援する、また、文化芸術団体への支援策についてはアーツ・フォー・ザ・フューチャーという事業がございますが、緊急事態宣言下を含めて、感染症対策を十分に実施した上での積極的な活動を支援することとしております。

さらに、同事業においては、緊急事態宣言の影響による公演等の中止に伴う費用、今回、新たに人件費や賃料などの、これは団体から非常に要望が強かったわけですが、固定費を新たに支援に含めるとともに、アーツ・フォー・ザ・フューチャー、これは全体で二千五百万上限だったんですが、これを一回当たり二千五百万というふうに上限を設けるなど、大幅な改善を図ったところでございます。

また、今、特例交付金のお話ございましたが、政府として、影響を受ける事業者に対して、地方自治体が地域の実情に応じた、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も措置しております。文化庁といたしましては、文化芸術団体を支援するために当該交付金を活用していただくよう、地方公共団体にお願ひしてまいりたいと考えております。

○伊藤副大臣 答弁いたします。

浮島先生におかれましては、文化芸術団体の感染拡大防止と経済活動の両立、大変お力添えいただいております。ありがとうございます。

今、文化庁からも答弁ございましたとおり、地方創生臨時交付金、これはもちろん活用できますので、是非とも、実施官庁、地方自治体とよく協力をし、支援できるよう、我々も努力してまいります。

○浮島委員 財務省にはお願いをさせていただきたいと思いますが、是非とも、文化芸術の灯を消さないという観点から、財政の方も支援をしつかりとさせていただくようにお願いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、文化庁からもありましたけれども、今後は、科学的知見、そしてエビデンスに基づいて

しつかりとやっていただくようにもお願いをさせていただきますか。

我が国の文化芸術を支える実演家、また技術スタッフ等の多くはフリーランスとして活動されていらっしゃると思います。特にこの業界は、フリーランスの方々は契約書がないということも多くあります。

文化庁などの一部の支援策にはフリーランスを対象としたものもありますけれども、経産省のJ-LOD事業も、これは直接でなくてもフリーランスへの支援ができると思いますけれども、速やかに支払いがされているのか、経産省の見解と、また、より簡便な手続による固定費の支援、これを含む更なる現場支援をお願いしたいと思いますが、見解をお伺いさせていただきます。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

文化芸術、ライブエンターテインメントの現場は、出演者や技術者等のフリーランスの方々に支えられております。そうした方々の芸術性、専門性を維持することは、業界の存続にとっても、また、文化芸術を享受する社会にとっても極めて重要と考えております。

経済産業省としては、文化庁とも連携しつつ、中止したイベントの再開やイベントを中止した場合に発生するキャンセル料について、主催者に対する支援に取り組んでおります。こうした支援の対象にはフリーランスに対する支出も含まれており、フリーランスへの支出、支払いが確実に行われたことを確認した上で、迅速な補助金の交付に努めているところでございます。

一方、こうした支援措置の存在にもかかわらず、主催者からフリーランスに対するキャンセルフィーの支払いが行われなかったような事例もあると承知しております。事前契約が口頭の場合も支援対象となるわけでございますが、これまでに上にもきちんと支払いがなされるよう、主催者とフリーランスとの契約書の整備を含め、主催者側にしつかりと働きかけていきたいと考えております。

さらに、今般、イベントの中止をした場合に、キャンセル料に加え、先ほど文化庁からも紹介がありましたけれども、当該イベントの企画、宣伝などに要した人件費、事務所費などの固定費も新たに補助対象とするのにいたしました。万が一、イベントがキャンセルになった場合に、企画に要した費用の回収ができなくなってしまうというところで、イベントの企画自体が難しくなっているという声がありますが、こうした措置により、主催者がイベント企画に前向きな姿勢に転じ、フリーランスの活躍の機会自体が増えていくということも期待しております。

申請についてはなるべく簡便な手続となるよう、具体的な制度設計を行っております。近日常に事業者の皆様へ周知をしますので、積極的に御活用いただきたいと思います。引き続き、フリーランスを含む業界全体の支援をしつかりと進めてまいります。

○浮島委員 ありがとうございます。

是非とも、各官庁しつかり連携をして、文化芸術に携わるフリーランスの方々、スタッフの方々の支援をよろしくお願いしたいと思います。時間が来てしまったので次回に譲りたいと思いますが、次回も、また次回は、文化庁の京都移転についてお伺いをさせていただきたいと思っております。本日はこちらがとうございまして。

○左藤委員長 次に、谷田川元君。
○谷田川委員 立憲民主党の谷田川元でございます。

今日は、オリンピック、パラリンピック問題について、それを中心に質問をいたしますが、その前に、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する支援に関して質問したいと思っております。

私の地元でも、やはり日本語の指導が必要な児童生徒が急増しております。非常に現場の先生は御苦労されております。まだ英語が分かれはいいんですけれども、例えばシンハリ語とか、ある

いはフィリピン語とか、こういう生徒だと本当にもうどうしていいかと試行錯誤の連続でございます。

私は、地元の成田市教育委員会、香取市教育委員会、そして旭市教育委員会に足を運んだんですが、共通して要望しているのは、今、ポケトークという機械があつて、何とこれは五十か国以上対応するんですね。ですから、財政支援があれば本当にありがたいという声が大半なんです。

それで、文科省にお聞きしましたら、皆さん、資料一を見てください、もう八年前から文科省は財政支援しているんですね。大きく分けて①と②、左の方に①、②と数字を書いておきました。①の方は、児童生徒が学校において日本語指導を受けられる事業なんです。②の方は、これは就学前の外国人の子供に対する支援なんです。これを見ますと、補助対象は、②の方は市町村と書いてあるんですけども、①は、指定都市、中核市までなんです。ですから、これを見ますと、市町村の教育委員会の皆さんは、あれ、①は我々を対象にならないんだと思っちゃうんですね。

それで、これについて文科省に確認しましたら、文科省は、各都道府県教育委員会に対して、各市町村のニーズを把握した上で申請してほしい旨、しっかり伝えているんですね、①の事業に關しても。しかし、残念ながら、千葉県教育委員会は、市町村のニーズを酌み取ることを怠って、ただこの資料を送っただけなんです。

大臣に二つ質問したいんですが、まず、この資料、やはり、都道府県教育委員会を通じてやらないうんてと明示すべきじゃないかなと私は思っています。あともう一点は、私は、他の都道府県教育委員会の事情は承知しておりますけれども、少なくとも千葉県教育委員会は文科省の期待する役割を果たしていないだと思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○萩生田国務大臣 文部科学省の、帰国・外国人

児童生徒等に対するきめ細かな支援事業では、地方自治体の日本語指導等に関する取組に対して補助金による支援を行っております。この事業については、都道府県及び指定都市に周知するとともに、域内の市区町村教育委員会にも必ず周知していただくよう、事務連絡を送って依頼はしています。

また、この事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市ですが、間接補助として行う場合は市区町村も対象とする旨、事業の詳細な内容が規定する実施要領上では明記はしているんですが、先生御指摘のように、この資料一は、これは予算の時期などに先生方に説明するときのポンチ絵でありまして、全てを網羅していないのは事実だと思います。

大事なポイントは、じゃ、これは中核市や指定都市以外は使えないのかというふうに一目見られてしましますので、通知では出していますけれども、こういう資料が独り歩きすれば、自分たちの自治体は対象外なんだと先生方も思ってしまうというふうに思いますので、これは、済みません、改めて、しっかりと丁寧なものにしていきたいなと思っております。

加えて、千葉県教育委員会の対応ですが、も、本来これを各県下の市町村にしっかり連絡をしていただすべきだったろうなというふうに思っています。たまたま先生のお地元の成田市だけが抜けちゃったのか、よその市も知らないで利用率が低いのかということ、ちょっと今手元に資料がないので分からないんですけども、せっかくの制度でありますし、こういう社会変化の中で、日本語がまだまだ不自由な外国籍のお子さんたちがいらつしやるのは事実でありますので、内容の充実、今回御指摘いただきましたので、改めて、全国の都道府県にももう一度しっかり連絡を取りながら、せっかくな制度ですから、しっかりと充実して使っていたるよう努力をしてまいりたいと思っております。

○谷田川委員 大臣の前向きな答弁、ありがとうございます

ございました。私は、八年間にもわたって使える補助金が使えなかった、本当にもったいない話、これはもう千葉県教育委員会の失態だと思っております。

この原因の一つは、やはり人事の在り方だと思っております。よく人事は適材適所だと言いますが、異口同音におっしゃいますけれども、私はかねてから、千葉県教育委員会の人事は適材適所になっていない、そういう思いが強いんです。

大臣にはもう前にもお話ししていますけれども、資料二を見ていただきますと、教育委員会の中に教員出身者の割合は何割あるかという資料を示したんですが、大臣の御地元、東京都は二割なんです。ですから、そんなに大臣は、まあ、都議会議員も経験されたとお聞きしておりますので、それほど感じなかったかもしれませんが、私も県議会議員を十年やったときに、どうも、教員出身者の方々は、確かに教育現場で、もう優秀な方ですよ、児童生徒をしつかり指導して。しかし、そういう方が必ずしも、教育委員会に来て、立派な行政マンとしてしっかりと役割を果たせるかどうか、非常に難しい問題があるんですね。

教育委員会に来るといことは、ある意味で、将来の管理職の登竜門なんです。校長とか教頭に早くなりたという人は、余り、仕事、慣れないのはやりたくないけれども、でも将来のために行こうというて来るわけですね。私は、それはいいんだけれども、しかし、やはり、給料が下がっちゃうんです。皆さん、御存じでしたか。教員をやめて、一応、教育委員会に向かう場合には、教員の給料よりも給料が下がってしまうんです、行政職は。

だから、自分が教育委員会に所属している間は平穩無事に過ごして、大過なくやり遂げて、早く現場に帰りたい、そういう意識が働くから、ですから、長期的なあるいは挑戦的な課題は極力避けよう、そんな意識が働いて当然だと私は思っているんです。

ですから、私はかねてから、静岡県なんかは、

川勝知事がやはりそういう現状を考えて、五年間で百人の先生を現場に戻す、そういう英断もして、何と六割だった割合が四割に下がっているんですよ。

ですから、大臣、この辺で、重ねて大臣にお伺いして、私の思いは共有しているとおっしゃっていますけれども、いま一歩踏み込んで、都道府県教育委員会に対して指導していただけないか、大臣の見解を伺います。

○萩生田国務大臣 教育委員会事務局の職員につきましては、任命権者である各教育委員会において適材適所の観点で配置されているものと承知はしております。その際、教育委員会事務局に教員出身者を配置することにより、教員の経験を行政に反映したり、行政経験を学校現場での教育に生かしたりするなど、教育行政や学校教育の質の向上や教員の資質向上の観点から、一定の人事交流は決して無駄だとは思いません。効果はあると思います。

また、首長や首長部局と教育委員会との連携を一層促進するため、教育委員会事務局において、首長部局を経験した事務職員に御活躍いただくことも重要であり、教員出身者と行政出身者が連携、協働して、教育行政をバランスよく維持することが大切であると考えています。

これらを踏まえて、教育委員会事務局の人員配置については、任命権者である教育委員会において学校や地域の実情に適切に行っていただきたいと思いますが、先生の問題意識、極めて重要だと私も思っております。

特に、行政職に配置換えされる先生出身者というのは、大体、エース級、各現場の本当にリーダー的な先生で、教育主事になるような人たちが市町村の教育委員会ですとか県の教育委員会に行くわけですよ。それはそれでいいことだと思っております。現場のことを知っている人たちが議会答弁などもすれば、議会の皆さんも、現場の苦勞も知っていたら、必要性も知ってくれるんじゃないでしょうか。

他方、数年間穴が空いてしまった人たちが、結果として校長や何かで戻りますよね。それが余りにも、比重が五〇%を超えているというのはちょっと私は問題じゃないかと思うのと同時に、総数でいうと約七千人ぐらゐの教員の皆さんが、あえて言うならば、教員として非常に優れた皆さんが、現場を離れて行政の現場に就いている。そうすると、教育現場から七千人抜けてちゃっているわけですから、お金だけの問題じゃなくて、これは日本の教育を考えたときに極めて課題が大きいなど。

これは教育委員会制度そのものの問題にも多分起因するんだと思うんですけども、私もこれは何とか、ただ単に比重を下げるだけがいいのか、あるいは、教員全体のバイを少し膨らませてくれるんだったら、そういう余裕のある行き来ができる人たちを増やしていくことにもなるのではないかなと思いますので、今回の御指摘をきっかけに、しっかりと検討してみたいと思います。

先生、静岡県では頑張って二割減らしたということでございますので、そういった、県議会の皆さんもそういう意識を持っていただいて、私、今でも覚えていますが、市議会も経験しているんですけども、東京都から来た主事が、学校教育部長というのがいながら、学校現場のことはそっちの人ばかりが答弁するわけですよ。そうすると、この人は行政経験を積むけれども、本来の学校教育部長は能力が上がらないまま役職を過すことにもなってしまうというふうに思っていますので、どっちにもいい面もあれば、どっちにも課題もあると思いますので、この点、しっかりと受け止めさせていただいて、対応を考えたいと思います。

○谷田川委員 ありがとうございます。

この質問三度目で、大臣から一番前向きな答弁をいただいて、本当にありがとうございます。よろしくお願ひします。

それでは、東京オリンピック・パラリンピック問題について質問します。丸川大臣、よろしくお

願ひします。布村さん、いらつしゃいますね。私も、一九六三年の生まれでして、オリンピックの年は一歳だったんですね。その頃の記憶はなんでしょう。だから、何とか東京オリンピックをやってほしい、やってほしいとずっとずっと思っております。

一昨日の衆議院の予算委員会、あるいは参議院の予算委員会、我が党の枝野代表、山井議員、そして蓮舫議員が、菅総理あるいは丸川大臣を始め、国民の不安を払拭するためにしっかりと説明してほしいという思いで質問したんですけども、どうもあの答弁を聞いて一層不安になってしまいました。あの答弁のままだと、私は、もうオリンピックは中止せざるを得ないんじゃないか、そう思っています。

そこで、丸川大臣、まず質問させてもらいますけれども、五月十七日からバツハ会長が来日されるのを延期されました。当初、バツハ会長は、緊急事態宣言とオリンピックの開催は関係ない、そういう発言が新聞等に報じられていたんですが、しかし、今回の来日延期の理由は、緊急事態宣言が延長されたからだということなんですね。

ということとは、緊急事態宣言が解除されなければオリンピックは開催できないという理解でよろしいでしょうか。

○丸川国務大臣 まず、予算委員会の議論を見ていただいております。

そして、バツハ会長の来日が延期になったという件でございますが、これは、IOCの側で、緊急事態宣言も含めて、我が国の状況を踏まえて総合的に判断されたというふうに伺っております。

今、緊急事態宣言が出て、特に大阪の状況等を見て限りに限られて、国民の皆様方が不安を持つというの、これはもうそのとおりだろうなと思います。一方で、私どもの方でも、事態がすぐ動いている中で準備をしているものですから、今確定的に言えないことが多いということもございまして、説明が尽くせないというお言葉には真摯に受け止めていただきたいと思います。

おります。

そうした中で、緊急事態宣言、今出されておりますけれども、一方で、その中でも、例えば、せんだつて、テストイベントというふうに皆さん受け止めていらつしゃるかもしれないんですが、実は、玉井陸斗さんが出た飛び込みの競技というのは、正式な国際水泳連盟のワールドカップ選手権でございました。全体で四十八か国、海外から二百二十五人の選手がおいでになって競技が行われたわけでありまして。

一方、先日、国立競技場では、「READY STEADY TOKYO―陸上競技」ということでございましたけれども、こちらの方は世界陸連のコンチネンタルツアーゴールド大会でございまして、共催となっておりますが、夕方からの方は世界陸連の競技大会ということで行われたわけでございます。

実は、世界陸連は、今年、世界十四か所での大会を行うということでありまして、私もコー会長にお会いしたんですけども、非常に、選手をしっかりとコロナ感染対策をさせる管理というものは対して自信を持っておられました。私どもには医学的な知見も蓄積をされていまして、世界中で大会をやっている、去年もやっているということでございます。

こういうことで、緊急事態宣言だからなのかということについて言われると、実際、野球、サッカーも、東京、兵庫では五千人の観客を入れてこれから行われていくわけでございますので、こうしたことを踏まえながら、まだ七月のことは見通せませんので、しっかりとそういうところで蓄積された知見というものを参考にさせていただきたいと思っております。

○谷田川委員 ちょっと今のお答え、よく理解できなかつたんですが。

一昨日の、山井議員が菅総理に対して、ステージ3、ステージ4、すなわち、感染急増、感染爆発になったときは、それでもオリンピックをやるんですかという質問に対して、菅総理は明確に答

弁されなかつた。

丸川大臣、山井議員が菅総理にした同じ質問をします。感染急増、感染爆発してもオリンピックは開催するんですか。

○丸川国務大臣 まず、申し訳ありません、先ほどのFINAの飛び込みのワールドカップなんですけれども、参加国数四十八と言いました。済みません、老眼で見間違えました。四十六か国の誤りでございました、済みません。

それで、必ずしも、感染増とおっしゃいましたか、感染爆発とおっしゃいましたか。(谷田川委員「感染急増、感染爆発、ステージ3、ステージ4でも」と呼ぶ)感染急増、感染爆発というのが、恐縮ですが、そのこととステージ4、ステージ3というのが直接結びつくことかどうか、つまり、その言葉の定義と医療の負荷ということが全く同じかと言われると、それはなかなか私には理解できないのですが、いずれにしても、医療に負荷がかかるか、かからないかということが今重要だと私どもも認識をしております。

そして、私どもが大会をやる上において重要なのは、こうした医療の負荷、通常の医療に負荷をかけない形で医療体制を確保できるかということに今注力をしているところでございます。

○谷田川委員 明確にお答えいただけないので余計混乱するんですけども。

じゃ、資料三を見てください。

これも、この間の予算委員会では我が党の議員が指摘したものでありますけれども、この東京大学の仲田教授、菅総理もお目にかかつてこの資料の説明を受けています。

それで、これは表を見ていただければ分かると思うんですけども、一日の感染者が五百人以下で緊急事態宣言を解除したら、二か月後に千五百人になつちゃうんですよ、千五百人。だけれども、二百五十人以下だったらそれほどいいかない。百人以下であれば大分、感染急増するのは十月から十二月だ、こういう表なんです。

ビックの時期、この表が正しいとすれば、この分析が正しいとすれば、例えば五月中旬に、今、昨日現在、九百人以上の感染者が東京は出ています、五百人以下で緊急事態宣言が解除された場合、その二か月後、ですから、七月の初めぐらいには千五百人、もう感染爆発になっちゃうんですよ。それでもオリンピックをやるんですかと私は申し上げているんです。

○丸川国務大臣 大変恐縮です。私、この仲田教授にはお目にかかったことがございませんで、また、このデータも今初めて見させていただきまして。

全く別のところで、報道ベースでありますけれども、全く別の先生が全く別の予測を立てているのも見ておりますので、データとして。

少なくとも、専門家の先生から御指摘をいただいておりますのは、新規感染者数ではなくて、医療にどのような負荷がかかっているかという指標を見るべきだというふうな御指摘をいただいておりますので、そうしたことに基づいて、これからどのように判断していくかということに、協議を進めていくことになろうかと思っております。

○谷田川委員 どのように判断していくかと今おっしゃいましたけれども、中止もあり得るということでもよろしいですか。

○丸川国務大臣 当然、首都直下型地震が起きて、その翌日に開会式ができるかといえば、私は中止もあり得ると思っております。

○谷田川委員 別に地震なんて言わなくてもいいですよ、コロナで私は聞いているんですから。余計なこと言わないでください。

布村さんにおいでいただいているので、ちょっと組織委員会に関して質問させていただきます。お手元の資料四を見ていただきたいと思います。

大型スポーツイベント、スタッフ募集とあるんですね。何でオリンピックと書かないのかなど。これは、昨日ちょっと内閣官房の方から聞いたので、多分その理由じゃないかなとは思いますが、これは何か、スポーツイベントであって、時

期は完全にオリンピックだと。何でオリンピックと書かないんだと。もしかしたら、ボランティアスタッフが足りなくなつて、それでアルバイトを募集しているんじゃないかなって、そういううわさも流れちゃっているんですよ。

ボランティアは、一応、大会ボランティア八万人、都市ボランティア三万人必要で、その応募が十分あった、そう聞いておりますけれども、今のところそんなに辞退している人は少ないと聞いておりますけれども、辞退した人は今の段階で幾らぐらいいるか。

それと、基本的に外国人観光客はいなくなりまして、必要ボランティアの数は少なくなつたと思うんです。そうした場合、観客数、五〇％上限に入れた場合と無観客になった場合、それぞれ必要なボランティアの数をお示しいただきたいと思っております。

○布村参考人 お答えいたします。大会の顔として御活躍いただくボランティアの方々については、どうしても日程が合わないというごく少数の方を除いては、基本、引き続き参加いただけるという状況でございます。

また、観客数についてでございますけれども、先月四月二十八日の五者会議、丸川大臣にも御参加いただいておりますけれども、国内感染状況を踏まえて、スポーツイベントにおける人数上限に準ずるということを基本として、六月に判断することと合意いただいております。

そして、既に大会ボランティアとして活躍することが決定いただいている方々に対しては、希望されるのであれば是非御活躍をいただきたいというふうな考えており、シフト数などで調整していくことなどにより、希望される方全員に参加いただくことを検討しているところでございます。

なおでございますけれども、ボランティアの方々は様々な場面で活躍いただくことを想定しており、観客数に応じてそのまま下がるという状況にはございません。

○谷田川委員 分かりました。

それで、一昨日の予算委員会の答弁で、菅総理が、アスリートや大会関係者と一般の日本人との接触を回避するため、それぞれの場所での動線分離を徹底させると述べられましたが、ボランティアスタッフは、アスリートや大会関係者と接触することは全くないのでしょうか。

○布村参考人 お答えいたします。ボランティアの方々には本場に様々な業務がありまして、競技会場のフィールドの中で、選手の近くで活躍、活動される方もいれば、競技場の外で観客の方々の誘導など、駐車場の担当など、様々な場面でございますので、アスリートに近い方また遠い方、様々な活動がございます。

○谷田川委員 そうすると、アスリートと接触することを否定しないような今答弁だったんだけれども、感染対策は十分でしょうかね。

アスリートに対しては、PCR検査を毎日やるとか、いろいろ徹底しているように思えるけれども、ボランティアに関しては、マスク二枚と携帯の消毒液一個と聞いております。それで本当に十分でしょうか、御見解を伺います。

○布村参考人 アスリートの方々のコロナ対策は徹底してやっていく予定でございますし、また、アスリートに接触する可能性の高い大会スタッフあるいはボランティアの方々には、アスリートに準じてきめ細やかなコロナ対策を執り行っていく、コロナ検査も含めて行っていくという予定でございます。

また、先生おっしゃられたマスク、携帯用アルコール消毒液などのコロナ対策グッズの配付については、今年の三月に、まず第一弾として、大会ボランティアの方々に、新型コロナウイルス感染症対策リーフレットを配付させていただきまして。

今後、ブレイブブックの見直しに応じて、具体的な対策は更に検討を進めて必要な対応を図るとともに、詳細なガイドラインを公表し、エラーニング等で、研修などの機会を通じて、ボランティアの方々にしつかり周知していくという状況でございます。

○谷田川委員 布村さん、引き続き質問しますが、せんだって、私、ネット動画の「二月万冊」で会場運営委託業務延期対応見込額一覧と、あれは組織委員会の内部資料ですねと聞いたら、明確にお答えがなかったんだけれども、確認していただいて、あれは内部資料であったということではないですか。

○布村参考人 お答えいたします。先生に御質問いただいた後、調べたところでございます。

動画投稿サイトにおいて紹介いただいた資料は画像が不鮮明なところもございましたけれども、担当者が、予算の精査あるいは価格の妥当性の検証に当たりまして、様々な内部検討用資料を作成しております。あの資料に類似した資料を作成したことは確認いたしました。

○谷田川委員 分かりました。もうそれだけ言うてくれればいいんですよ。

それで、丸川大臣、せんだっての斉木議員の決算委員会の質問に対して、守秘義務があつて私どもも見せていただけない経費があるという答弁がありました。積算根拠となる人件費の単価を見せたらえなかったということでもよろしいですか。

○丸川国務大臣 まず、説明を受けた中で、人件費単価なるものの設定はしていませんという説明を受けております。では、これは何ですかと聞きましたら、これは、その人が率いて行う業務全体にかかる費用を、その業務をまとめる人のところら下げたところにあるんだという形、その中で、そのチームを編成する人を雇ったり業務を委

います。大会におきましては、ボランティアの方々存在というのは非常に重要でございます。ボランティアの方々にも安心して大会に参加いただけますように、引き続き、安全、安心な環境を確保することを最優先に、国、東京都、IOCなどと緊密に連携をして準備を進めてまいりたいと考えております。

○谷田川委員 布村さん、引き続き質問しますが、せんだって、私、ネット動画の「二月万冊」で会場運営委託業務延期対応見込額一覧と、あれは組織委員会の内部資料ですねと聞いたら、明確にお答えがなかったんだけれども、確認していただいて、あれは内部資料であったということではないですか。

○布村参考人 お答えいたします。先生に御質問いただいた後、調べたところでございます。

動画投稿サイトにおいて紹介いただいた資料は画像が不鮮明なところもございましたけれども、担当者が、予算の精査あるいは価格の妥当性の検証に当たりまして、様々な内部検討用資料を作成しております。あの資料に類似した資料を作成したことは確認いたしました。

○谷田川委員 分かりました。もうそれだけ言うてくれればいいんですよ。

それで、丸川大臣、せんだっての斉木議員の決算委員会の質問に対して、守秘義務があつて私どもも見せていただけない経費があるという答弁がありました。積算根拠となる人件費の単価を見せたらえなかったということでもよろしいですか。

○丸川国務大臣 まず、説明を受けた中で、人件費単価なるものの設定はしていませんという説明を受けております。では、これは何ですかと聞きましたら、これは、その人が率いて行う業務全体にかかる費用を、その業務をまとめる人のところら下げたところにあるんだという形、その中で、そのチームを編成する人を雇ったり業務を委

います。大会におきましては、ボランティアの方々存在というのは非常に重要でございます。ボランティアの方々にも安心して大会に参加いただけますように、引き続き、安全、安心な環境を確保することを最優先に、国、東京都、IOCなどと緊密に連携をして準備を進めてまいりたいと考えております。

○谷田川委員 布村さん、引き続き質問しますが、せんだって、私、ネット動画の「二月万冊」で会場運営委託業務延期対応見込額一覧と、あれは組織委員会の内部資料ですねと聞いたら、明確にお答えがなかったんだけれども、確認していただいて、あれは内部資料であったということではないですか。

託したりというようなことをするんだという説明を伺っております。

○谷田川委員 丸川大臣、今の答弁の仕方は、私自身も納得しかねるんですがという表情にお見受けしたんでしょう。

国費を投入しているにもかかわらず、その契約に過度の守秘義務を設けることは、私は財政民主主義の観点から大きな問題があると思います。大臣、そう思いませんか。

○丸川国務大臣 少なくとも、その経費が国費、公費を使って行われている業務である場合には、そのとおりだと思います。

ただ、この業務がそれに該当するかというのは、私、この資料、よく分かりませんので……(谷田川委員)いいです、分かりました、今言っていた分だけで」と呼ぶ申し訳ありません。

○谷田川委員 お手元に国会法の抜粋を皆さんにお配りしたんですが、平成九年の国会法改革で、内閣、官公署その他に対して、このその他というのは組織委員会も含まれると衆議院法制局に確認いたしました。ですから、この委員会が要求すれば、報告又は記録の提出を求めることができるんですよ。

是非、全会派の議員の皆さんに御賛同いただいて、丸川大臣も納得していないようだから、是非、組織委員会に対して、契約の中身等を詳細に報告してもらおうよう、委員会として要求してもらいたいと思いますので、委員長、お取り計らいをお願いいたします。

○左藤委員長 理事会で協議します。

○谷田川委員 丸川大臣、最後に質問したいんですが。

私は、本当にオリンピックをやってほしいという気持ちは強かったんだけど、ここに来て、実は、一か月ほど前、私の義理の弟が、四十四歳なんです。急にコロナにかかりまして、大したことなかったんだけど、最初は、ところが、急に危篤状態になって救急車で運ばれたんですよ、意識不明の状態です。お医者さんから、いつ死

んでもおかしくない、そう言われました。幸い、ECMOがあつて、ECMOが空いていたので一命を取り留めまして、来週には退院できる見込みになったんですよ。

大阪は今、何と九割の方が病院に入れない、そういう状況なんですよ。そう考えますと、私の弟は本当に運よく助かったけれども、医療体制が逼迫している中、安心、安全のオリンピックをやることと国民の命と暮らしを守ることは両立しない、私は、そういう段階に来てしまったと思うんですよ。

改めて大臣に伺います。

医療体制が逼迫しても、東京オリンピック・パラリンピックは開催するんですか。お答え願います。

○丸川国務大臣 まず、谷田川委員の弟様は本当に無事に回復をされたということで心からお見舞い申し上げますし、無事にその後後遺症なく回復されることを願っております。

その上で、済みません、さっきの答弁、一つだけ。

東京都や国から公費が投入される部分というのは明確に線引きがされていまして、パラリンピックの経費の半分は、国と都がそれぞれ四分の一ずつ持ちますということ、それからコロナ対策は国がやりますということ、そこだけ線がきれいに引かれておりますので、その部分が、もし見えない契約者と関わっているのであれば、それは明確にしていたかなければいけないということになります。それは私、分かりませんので、御理解ください。

その上で、医療に負荷をかけないということは非常に重要なことだと考えております。それができるかできないかというのは、まさに感染の状況がどのようになっているかということでございます。七月の状況、今の時点では見通せません。けれども、今の変異株の状況ということをしつかり踏まえる状況でございます。変異株の状況をしつかり

り踏まえる中で、国民の皆様には不安を与えない判断をしていきたいと思っておりますので、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

○谷田川委員 時間が来ましたので終わります。ありがとうございました。

○左藤委員長 次に、斉木武志君。

○斉木委員 斉木武志でございます。(発言する者あり)ありがとうございます。(発言する者あり)ありがとうございます。

今日はオリンピックに関してお聞きいたしました。

オリンピック組織委員会には三千人職員がおりますけれども、千人は東京都からの出向の職員、そして、千人は国からの、霞が関からの出向職員と全国の県や市町村からの地方公務員の出向職員千人、合わせて二千人の公務員が出向しております。その方々から、多くの方から、一名ではございません、複数の方々から内部告発が私の下に相次いでおります。

例えば、組織委員会のお金の使い方。余りにコスト意識に欠ける放漫財政ではないかといった点。そして、これから新型コロナ対策で一体幾らかかるのか。とても今、組織委員会が公表している九百六十億円では済みませんよという、これからの経費膨張の懸念の声を多くの方からいただいております。

実は、資料も、こうした、先ほど谷田川議員が触れた動画投稿サイトの積算見積表の更に詳しいもの、そして、組織委員会と、各会場運営を受託した電通さんであるとか東急エージェンシーさんであるとか博報堂さんであるとかセレスポさんであるとか、その契約書、仕様書、新旧対照表、そして覚書、全て、四十三会場分提供いただきました。これに基づいて質疑をさせていただければというふうに思っております。

まず、布村参考人にお聞きいたします。

先ほど谷田川議員も触れた、これは延期対応変更見込額、二〇二〇が二〇二一オリンピックになつてから、その一年延期分も加味した会場運営業務委託費の一覧、四十三会場分です。これを見

ると、一日当たり最大三十万円の単価で広告代理店に委託をされている。

この日給三十万という数字は余りにも高過ぎると思うんですが、いかがでしょうか。

○布村参考人 お答えいたします。

民間事業者と行っております個々の契約の詳細については、契約に基づいて公開をしていないという状況下でございますけれども、御指摘いただいた契約のところに、御指摘いただいたような数字の人員費単価を設定した契約ではなく、各競技会場の設備の特徴を踏まえた詳細な運営計画を作成いただいたり、様々なケースを想定した詳細にわたる運営マニュアルの策定などの準備業務、そして、大会期間中における観客誘導等の運営業務を委託する総合的な業務委託契約でございます。一人一人の単価を設定した契約ではないという状況下でございます。

また、一般論としては、こうした業務委託契約におきましては、業務に直接従事する人の人員費のみならず、業務担当部署の、チームとして、複数の事務職員の人員費や福利厚生費などの間接原価ですとか一般管理費、さらには消費税相当額を加味したトータルな業務委託料が設定されているというのが状況でございます。

○斉木委員 それは当初であれば通った言い分だと思ふんですが、延期されて、昨年の七月、八月、九月、十月、組織委員会の職員がほとんど仕事が終わったと言っている時期にも、毎週、三人、三人、三人、四人であるとか、各会社が、九人、九人、九人であるとか、運営計画を作り終わつて、業務がもう終わつて、ないのに、週三回勤務していることになっております。この業務実態は把握されているんでしょうか。

というよりも、この質問をするに当たって、当委員会に、この配付資料をお願いしたんですけれども、与党側の拒否に遭いました。配付はかなわないということでございます。

ただ、やはり、この質問をするに当たって、せめて答弁者には、丸川大臣と布村参考人には、先

ほど存在をお認めになりましたので、その存在をお認めになった資料をまず手元に置いていただくことが質問の前提、失礼に当たりますので、今お渡ししたいと思うんですが、委員長、この場でお取り計らい願えませんでしょうか。今、牧筆頭には二部お渡ししてあります。

○左藤委員長 これは、理事会で協議をしましたけれども、調わなかったもので、申し訳ないんですが……(斉木委員「答弁者には最低渡さないと、正確な質疑が成り立たないと思うんですが」と呼ぶ)(発言する者あり)

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○左藤委員長 では、速記を起してください。この際、暫時休憩いたします。

午前十時十三分休憩

午前十時五十四分開議

○左藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

斉木武志君。

○斉木委員 残念ながら、見ることも拒否をした。丸川さんも布村さんも、この資料を見て、これが本物かどうかを確認してくださいというためにお渡しするんですが、受け取ることも拒否されました。

これは前の答弁と矛盾していませんか、布村さん。先ほど谷田川議員に、この資料は存在しますとおっしゃいましたね。なぜ見ることも拒否されるんでしょうか。

○布村参考人 先ほど答弁させていただいたのは、横長の、前回の委員会でも御指摘いただいたところを内部で確認した段階で、様々な内部的な手続の中で、そのような議論あるいは資料があり得る、そこに類似した資料があるということが確認できたということを申し上げた次第でございます。

○斉木委員 私が申し上げているのは、それと同

じ資料の更に詳細版、私が申し上げたように、あれは七月単月だったと思います、表記が。これは、昨年五月、六月から、七、八、九、十、十一、十二、一、二、三、四、今年の五、六まで入っている更に詳細な資料です。ですので、同じエクセルで作ったデータなので。

それを、確認もしたくない、真贋判定も嫌だというふうにおっしゃるので、しようがない、これは与党側の拒否ということで、それを前提に質疑をさせていただきます。

日給三十万というのが、組織委員会の職員、内部通告者の方はおかしいと言っています。去年の三月、安倍総理がバツハさんに延期を進言された、IOCで決まりました、去年の三月。あと四か月で大会が開催するところまで仕上がりついていた。だから、そこから中止した後はほとんど、特に去年の夏なんというのは農閑期で仕事はなかったのに、なぜ同じ三十万円という単価で仕事もなかったのに毎日、毎週三人ずつ仕事をしていることになっているんでしょうか。

計画を作るのが大変だからとおっしゃいましたね。計画も準備も全部できていたんです。やることがないのに同じ三十万円を上げるというのは放漫ではありませんか。

○布村参考人 お答えいたします。昨年三月に大会の延期が決まった以降は、作業として、もう一年延長して全ての施設をお借りする、全ての物品をリースであれば一年延長するということで、全ての契約を再延長する手続が必要でございました。

また一方で、追加経費がかかるという見通しがあったので、できるだけ大会を簡素なものにしようという見直しを行ったところでございます。また、コロナ対策ということにも、何をすべきかという議論を継続して、春、夏、秋、今に続いているところでございます。

○斉木委員 それは、資料を見ていただけないからしょうがないんですけれども、五月、六月まで

に終わっているわけですよ。五月、六月まで、三十万円を請求している東急エージェンシーさん、九番の東京スタジアム、十人毎週請求しております。でも、七、八、九は三人、三人、三人、これは落としているわけです。要するに、仕事が減っているわけですね。そういう一年間の延期に伴う仕事はもう六月までに終わって、減っている。でも、ゼロにはしていない。

その期間に本当に東急エージェンシーさんの社員というのは勤務をしていたのか。勤務管理はされていますか。組織委員会として勤務実態を把握しているでしょうか。

○布村参考人 お答えいたします。

業務委託契約におきまして、どのような進捗管理かということにつきましては、定期的にしっかりと把握をして、必要な協議あるいは指導はしているかと思えます。

○斉木委員 かと思いますでは困るんですね。

職員の方は、仕事をしている形跡も疑わしいし、何よりも、あともう一つ、三十万円という単価に見合った仕事はしていませんよ。非常に、大手の広告代理店から中小まで、能力に差もあるし、アルバイトで来ているような方もいる。そういう方々に三十万円というのはちょっと行き過ぎじゃないか。

これは週二日勤務していることになっていますけれども、週二日なら、四週間勤務で、例えば月に八日働いて、週二日勤務で月収二百四十万ですよ。週三日勤務だったら月収三百六十万円で、これを、何もやることがないときに、運営統括をしてチーフという名の方々が請求をされて受け取っている。

勤務管理は、自分たちは勤務実態があるかどうか把握していませんでは、ちょっと放漫と言われていると思うんですが、お考えはいかがでしょう。

○布村参考人 先ほどお答えした業務の進捗状況につきましては、きちっと都度都度、実施状況、達成状況を報告をいただいております、それをしっかりと

り管理をしているということになります。

また、先生、一人当たり一日三十万円かのような御指摘がございましたけれども、一般的に、このような業務委託契約におきましては、直接に従事する人の人件費のみならず、チームとして行うということ、複数の事務職員の人件費ですとか福利厚生費などの間接原価、一般管理費、それらが総トータルで入った数字もあり得るといったことは申し上げさせていただきたいと思えます。

○斉木委員 全部業者に任せていますと、勤務実態も、でも、業者は一日でも多く欲しいから、一人でも多く、一日でも多く勤務実態がありますよと報告するのが当然ですよ。それをうのみにして一日三十万ずつ渡しているというのは、私は、ちょっとそれはコスト意識に欠けるのではないかと、だから私の手元に複数の内部通報、内部告発が来るんだらうと。非常に危機意識を持っている職員が多いということを、是非自覚をしていただきたいというふうに思います。

もう一点伺います。コロナ対策費も、今組織委員会が公表しているものは九百六十億円と言っていますが、こんなものじゃ収まりませんよという告発が相次いでおります。

例えば、先日、五月五日、連休中最後の日ですけれども、札幌でマラソンのテスト大会が行われましたね。そのときに、四か国六人の方が選手として来日されました。日本人との接触を避ける、おとこの予算委員会でも菅総理が、専用車両を使つて絶対に日本人とは接触させない。それをやるためには、当然チャーター機を飛ばしたわけですね。六人の選手で何回飛ばしたか。三回、三便飛ばしているんですね、東京・札幌間。この三回のチャーター機のお金は誰が払うのか。オリンピック組織委員会、そして北海道と札幌市で今経費負担については協議中ですということでした。これは要するに、放っておくと、組織委員会だけではなくて、組織委員会のコロナ対策費というのは、都税と国税で九百六十億円のコロナ対策費

のうち、四百億は東京都、五百六十億は国が出しています。全額税金で賄うのが新型コロナウイルス感染症対策関連経費です。こうやって、総理が、絶対に日本人にはバブルを接触させない、最少人数で、日本人とは違う動線を用意すると言ったら、チャーター機を飛ばさなきゃできないんです。その経費は、北海道にも札幌市にも財政負担がこれから及んでいく可能性もある。これは非常に私は危惧すべきだと思っております。

本番、何人選手は来ますか。オリパラ合わせれば一万五千人、少なくとも一万人を超える海外の選手が参加するでしょう。一万人を超える海外選手団が来て、チャーター機が、じゃ、六人で三回飛ばしたんだったら、一万人を超える選手団に何千回飛ばすんですか。

このチャーター機の運航計画、経費というのは見積もっていますか、布村さん。

○布村参考人 お答えいたします。

昨年の十二月の段階で、V5予算という形で、国、東京都と一緒に計画を作りました。追加で必要となる費用二千六百七十億円のうち、新型コロナウイルス対策関連費用としては九百六十億、また、延期に伴う経費として一千七百十億というものでございます。

コロナ対策につきましては、国、東京都を始めとする調整会議におきまして、具体的な、選手の方を始め大会関係者の行動管理ですとか健康管理のルールを今つくって、それをしっかり適用するということになってございます。

その中で、アスリートにつきましては極力バブルをつくっていいということ、移動に当たりまして、チャーター機であったり、新幹線の一両をお借りする形、あるいはタクシーをハイヤー代わりに使わせていただく、そんな形でしっかりとコロナ対策に取り組んでいきたい、そのための経費を今しっかり見積りをしていこうとござい

ます。

に職員の方が言っているんですね。コロナがなければ、定期便に便乗して札幌まで行けばいいわけですが、でも、今、六人で三機も飛ばさなきゃいけないんですよ、チャーター機を。V5をおっしゃいましたけれども、V5のこの九百六十億円、昨年十二月の見積りに、チャーター機を新たに、総理が言った、より厳格な、専用車両でバブルを徹底的に保つ、日本人とは動線を完全に分ける、こういうチャーター機の運航というものは、こういった九百六十億には入っているんですか、入っていないんですか。

○布村参考人 新型コロナウイルス感染症対策関連経費九百六十億円につきましては、一つとして、アスリート等を対象とした検査体制の整備については、国の御負担をいただいて百六十億円、また、感染症防止のための対策として八百億円、これは国と東京都が二分の一ずつ負担いただいております。

競技運営、選手村におけるコロナ対策ですとか、バス・フリートの誘導業務委託・消毒業務委託等、それらの中で、選手の行動管理に当たっての、バブルを作成するためのチャーター機の調達など、しっかりと、できるだけ経費を節減した形で積算を進めて、しっかりとした対策につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○斉木委員 答えていませんね。まいりたいと思

いますじゃなし、これからの話ですよ。だから、十二月に公表している一兆六千四百四十億円のうち九百六十億はコロナ対策ですよ、国と都に持つてもらいますよ、全額と。この九百六十億に入っているんですか。チャーター機を飛ばさなきゃいけなくなりましたね、三機、こういうものは全部入っているんですか。

○布村参考人 十二月の段階では、大きな枠組みとして、当時調整会議の中間整理で取りまとめた対策経費を積算してございます。その後、具体的にブレイブブックというレベルで具体的な対策に落としてきておりますので、その流れの中でしっかりと積算できるように今取り組んでおり、

できるだけ安全、安心につながるようにという取組になってございます。

○斉木委員 入っていないことですか、この十二月の見積りには入っていないかったということですか。

イエスかノーかで答えてください。入っていたのか、いなかったのか。

○布村参考人 十二月の新型コロナウイルス対策の予算枠の中で、今具体的な作業を積み上げているという段階でございます。

○斉木委員 これは非常に不誠実な答弁だと思

います。ずっと同じことを、水かけ論しています。要するに、入っていないことですね、これから積み上げていきますという。

だから、これから、これからを連呼しているの

で、職員の方が非常に不安がって、私に告発が来るわけですよ。このままだったら、六人で三機飛ばしたんだしたら、一万入ったたら数千機飛ばさ

なきゃいけない、とてもじゃないけれども九百六十億で収まるわけはないじゃないかという告発が来て、布村さんも、要するに、これは十二月時点だから入っていませんということをえんきよくにお認めになっているじゃないですか。

これから、じゃ、PCRに関しても、現行のV5予算というのは前提が違ってきていますね。選手に毎日やると言いましたね。このときは選手に毎日じゃなかったですね。このときには、選手に

はどれぐらいの頻度でやる予算で九百六十億積んでいたんですか。

は、今、V2の段階では具体的な姿が見えてきたところでございます。

それに向けたしっかりとした検査体制をつくるということ、この予算枠百六十億円のアスリート等を対象とした検査体制の整備の中で取り組んでいるという状況でございます。

○斉木委員 また質問に答えていないんですよ。そのときに、去年十二月の予算をつくった段階で、選手にどれぐらいの頻度でやって、毎日と言っているじゃないですか、当然これはその当時の頻度に基づいて組んだ予算ですよ。

そうなってくると、なかなかえんきよくで、全部論点ずらしでお答えいただいているので、職員の方が、もっと私に告発が相次いで、これは布村さんが前回非常に不誠実な答弁を谷田川委員に対してしたがゆえに、違いますよと言って、仕様書まで出してきたわけですよ。

全部これは整数倍になっているじゃないですか、契約書も。先ほど私が見せたこの横長の資料の整数倍ですよ、全部。契約書が、全部、数か月であるとか、数社まとめて、その社の委託会場分、四会場まとめてとか、全部整数倍になっているでしょうという裏打ちまで出している。それだけの危機感を今職員は持っているんですよ。

だから、国民としては、我々は、財政民主主義、予算の監視者としては、これ以上、一兆六千四百四十億から上振れをしてはほしくないんですよ。それは言えますか。これは一兆八千億、二兆円超え、コロナ対策費で、チャーター機を飛ばしたのはさっき入っていないとおっしゃいましたね、このV5の予算には入っていない。だから、これから、六人で三機飛ばしたんだから、一万人で数千機飛ばした場合に、幾ら上振れするんですか。

一兆八千億、二兆を超えることはないと断言できますか、V5予算が上振れする可能性はどうですか。

○布村参考人 現時点では、V5予算を前提としたしまして、組織委員会としては、極力の経費の

とを申し上げて、本日の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○左藤委員長 次に、畑野君枝です。

○畑野委員 日本共産党の畑野君枝です。

学生への支援について、まず最初に伺います。困窮学生への支援について、三月二十四日の当委員会、萩生田光一文科科学大臣は、新年度になって昨年度と同じような状況が引き続くのだとすれば何らかの支援策が必要だという前提でアンケートやウォッチをしていると御答弁されました。

私も、学費のない社会を目指す神奈川県学生プロジェクト、通称Releaseからお話を伺ってまいりました。要望は五点です。

一つは、二〇二〇年度分の学費について一部でも学生への返還を行うこと。二〇二一年に行ったアンケートによると、四八・八％の学生が二〇二〇年度の大学施設費の返還を、三六％が二〇二〇年度の学費の返還を求めているということです。

二つ目に、学費の軽減を行う。二〇二一年のアンケートでは、学費の無償化が四三％、二〇二〇年のアンケートでは、学費が高いので減らしてほしいが六三・六％、学費を半額以上減らしてほしいが七七・三％として、六四・八％の学生が、今の政治に期待することとして、学費の削減に取り組んでほしいと回答しているということです。

三つ目は、十万円の定額給付金再支給を行う。二〇二一年のアンケートでは四五・三％の学生が定額給付金十万円の再支給を求めている。

四つ目に、学生支援緊急給付金の拡充、継続を行う。二〇二〇年のアンケートでは四二・六％に及んでいます。

五つ目に、奨学金返済の負担軽減と給付制奨学金の拡充を行う。二〇二一年のアンケートでは、奨学金の返済に不安があるが三九・五％、そして、三八・四％の学生が給付制奨学金の拡充を求めているということでした。

このアンケートは、二〇二〇年は六月十五日か

ら十月四日まで行われて、私立大学の学生が四八八人、全体の七二・七％、国公立大学が一八八人、全体の二七・三％だったのですが、横浜国立大学や東海大学など十三の大学、短大、専門学校の学生が答えられているんですが、二〇二一年は三月十八日から五月六日時点で、中間結果ということですが、私立大学は七十四人、八六％、国公立大学は八人、九・三％と人数も増えているし、私立大学でそういう声が増えているという状況が見て取れると思います。

そして、三度目の緊急事態宣言が、東京など、今日から五月三十一日まで延長されるという状況になっております。伺いますと、やはりバイトが見つからないという学生が多い。それから、ある私立大学の一年生は、食料支援に来られて、実家からの仕送りはゼロだ、これからバイトを探さなくてはいけないんだけどどうしようかという声を寄せているというふうに聞いています。日々の食費にも事欠く状況が深刻化しています。

萩生田大臣は、このような学生の状況をどのように認識しておりますでしょうか。そして、要望が学生から来ておりますけれども、支援策を本当に本格的に検討する必要があると思いますが、いかがですか。

○萩生田国務大臣 新型コロナウイルス感染症の影響も含め、経済的に困難な学生が進学、修学を諦めることがないようにしっかりと支えていくことが何より重要であると考えています。

コロナ禍における学生への支援状況や修学の状況については、昨年度から累次にわたり調査を行ってまいりました。令和二年十二月時点で、中途退学者数は令和元年度よりやや少なく、休学者についても大きな変化は見られない状況でした。現在、年度末時点の状況について追加の調査を実施し、集計を行っております。

加えて、本年一月の緊急事態宣言以降のコロナの影響を把握するため、令和三年三月時点における学生生活の実態について、経済状況やアルバイト従事状況を含めた内容を学生に直接調査し、現

在、分析の作業などを行っています。

文科省としては、経済的に困難な学生に対しては、高等教育の修学支援新制度や貸与型の奨学金において、家計が急変した学生も含めて随時支援を行うとともに、各大学が独自に行う授業料等減免についても支援を行っており、こうした取組は今年度も継続して行っております。

さらに、アルバイト収入が減少した学生等に対しては、厚労省の新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金で、学生アルバイトの休業も支援対象となっております。

加えて、学生支援機構の緊急特別無利子貸与型奨学金、これは前年度で終わりのことを報告したんですけれども、御指摘のように、幾つかの地域では緊急事態宣言が更に続いて、おっしゃるように、新学期が始まって、アルバイトが見つからないという学生さんがいらつしやると思うので、まずは三か月分の奨学金の一括貸与、無利息というものを、四月からまた引き続き、新たに予算を組ませていただきました。

それから、学生支援機構の寄附金を活用した食と住の支援というのも始めて、これは非常に評判よく、既に手挙げ方式でやっております。これも応援をさせていただいております。

PCR検査を行っている学校、また、今度、抗体検査を各大学でもやっているというところなので、こういったことを通じて学生の皆さんをしつかり守っていききたいと思います。

いづれにしても、支援を着実に実施することにより、学生が進学、修学を断念することがないようにしっかりと支援をしてまいりたいと思います。

○畑野委員 大臣にいろいろと具体的に御答弁いただきました。

雇調金や休業支援金なんですけれども、これはアルバイトが継続している場合でないと駄目なんですよね。けれども、今、新年度になって、雇用の維持がされずに解雇されているという話がたくさん出ています。こういうときには申請の

対象にならないわけですから、学生支援緊急給付金をもう一回出してほしいという声、これを是非検討していただきたい。

それから、食料支援などについても、もう本当に、全国、いろいろな諸団体の皆さんがやっていますし、日本民主青年同盟の方からも聞いているんですけれども、これも大学が手を挙げればいいことだと思います。JASSOのもの、そしてそこが国が支援するということなんですけれども、これでは大学がやってくれないといけないということにもなりますので。

是非、学生支援緊急給付金の再給付、そして学費減免、給付型奨学金の拡充、これは検討されていると思うんですけれども、早くこの見直しもしていただきたいということを求めます。

さて、次に、文化芸術の問題について伺います。四月二十五日からの緊急事態宣言に先立って、四月二十三日に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名の事務連絡が出ました。先ほども議論になりました。

その中で、緊急事態宣言の対象となる特定都道府県の催物の開催制限の目安として、「社会生活の維持に必要なものを除き、原則として、法第二十四条第九項に基づき、無観客での開催を要請すること」が示されました。つまり、劇場、観覧場、演芸場等は無観客での開催、映画館は休業を要請する対象とされました。映画や演劇など文化芸術に携わる皆さんは、自分たちの取組が社会生活の維持に必要なものと政府から認められていないということに大変傷つかれたわけです。

五月の六日、ウィー・ニード・カルチャーの皆さんが、四つの要請を持ってこられました。一つは、持続化給付金の再支給、二つは、全ての文化芸術団体、フリーランスを含む個人への使途を問わない特別給付金の支給、三つは、緊急事態宣言下で、科学的根拠のない休業要請や時短要請、客席減の要請などの働きかけをしないでほしい、四つ目に、事業規模に応じた協力を求めたわけで

す。そして、その後、官邸前でサイレントスタンディングを行いました。掲げられたプラカードには、「#文化芸術は生きるために必要だ」と書かれていました。

萩生田大臣は、文化芸術は生きるために不可欠なものだという御認識はありますでしょうか。こうした御要望に応えた支援策を検討するべきではないかと思いますが、いかがですか。

○萩生田国務大臣 文化芸術は、人々が心豊かに生きていくために必要不可欠なものであり、活動自粛に伴い厳しい状況にある文化芸術関係者に対する支援を行うことは大変重要であると認識しております。

文化庁においては、文化芸術活動の再開、継続、発展を支援するため、令和二年度の第三次補正予算において、文化芸術関係団体が感染対策を十分に実施した上で行う積極的な公演等への総額二百五十億円の支援、文化施設における感染防止対策や配信等に関する整備等への約五十億円の支援を行うこととしております。

また経産省においても、J-L O D I i v e 補助金での公演の支援などの対策が講じられておりまして、こうした事業を速やかにかつ確実に活用いただけるよう、今後、文化庁としても、情報提供や速やかな執行に努めてまいりたいと思っております。

○畑野委員 後でまた詳しく聞きますけれども、先ほど申し上げましたように、緊急事態宣言が五月三十一日まで延長されたわけですが、今日から五月五日には、一般社団法人日本音楽事業者協会など四団体が「緊急事態宣言の延長に際しての声明文を発表しました。翌六日には、全国興行生活衛生同業組合連合会が「緊急事態宣言の延長に伴う映画館・演芸場への休業要請に對して」と題する声明を、また、緊急事態舞台芸術ネットワークが「緊急事態宣言 期間延長に際して」という声明を次々発表されています。

これらの声明文の中では、十分な説明もないまま無観客開催や休業が要請されたことに對して、

この一年、感染症対策に万全を期して、クラスターを発生させない努力をし、実際に発生させていないにもかかわらず、科学的な根拠に基づく説明が何もなされず、納得がいかないという抗議であふれています。

今回の緊急事態宣言の延長でも、大規模イベントは五月十一日まで無観客開催だったのが、十二日からは、入場制限をかけて二十一時までの開催を求めるが、各知事の判断で独自の対策を上乗せできるとしています。東京都は、映画館には休業要請、それ以外のイベント開催は国の基準で行うと言っていました。ところが、昨日、文化庁は、東京都内の国立文化施設五つ、東京国立近代美術館、国立新美術館、国立映画アーカイブ、東京国立博物館、国立科学博物館について、十二日、今日から予定の再開を見送ると発表いたしました。

このことについて、東京都とどのような協議をされたのでしょうか。そして、この対応が必要だといふどのような科学的根拠があるのか。文化芸術関係者を含めて、この五つの国立文化施設だけでなく、納得が得られるように説明するべきではないかと思いますが、いかがですか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

東京都に所在する五つの国立文化施設につきましては、政府の方針に基づき、開館に向けて準備を進めてまいりましたが、十日の夜、おとといでございまして、東京都から休業を継続するよう文書で正式な要請があったことを踏まえ、昨日十一日に休業を継続するということといたしました。

このような状況において文化庁の思ひもをできるだけ確保したいという文化庁の思ひもを、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えたいという目的は東京都と一致しておりまして、東京都から特措法二十四条第九項に基づく要請を最大限尊重し、休業の判断を行ったものでございまして。

今回の措置は、委員御指摘の、新型コロナウィルスの感染症対策の基本的対処方針に基づき、政

府としての目安を示した上で、地方公共団体が独自の判断でそこに上乗せする要請を行っているものでございまして、こうした独自の措置につきましては、決定した地方公共団体におきまして、対象となる方々に対して丁寧な説明を行っていたことが必要であるというふうに考えております。

○畑野委員 それで、萩生田大臣にも御所見を伺いますけれども、国の施設ですから、それは止めるということは国の判断でできるんだけれども、映画館、これは本当に困っているんですよ。いや、何が何でも言っているわけじゃないですよ。ですけれども、感染対策を努力してクラスターも出してないのに休業を要請するならば、納得できる科学的な根拠を示すべきじゃないですか。それと併せて、去年からずっと言っていますけれども、大臣にも直接何度も言っていますけれども、自粛を求めるなら十分な補償とセットで。

だから、科学的な根拠と十分な補償がセットでなかったら、まさに、文化の灯を消すなど大臣おっしゃってこられたけれども、それを保障することはできないと思うんです。

この点、いかがですか。

○萩生田国務大臣 先生の御指摘のとおりでありまして、発症から約一年、いろんなことを学んできました。

特に、文化芸術団体の皆さんは、真っ先に開催の延期、中止などで御協力いただき、そして、十分な資金がない中で、施設の改修などで換気をよくしたり、あるいはドアの開閉などのいろんなスキームをつくって努力をされましたからこそ、我々は、十一日までの緊急事態宣言は短期間に一気に人流を抑えようということだったので、施設の科学的根拠じゃなくて、人流、絶対的なことを抑えるということの東京都との話合いの中で御協力をさせていただいたんですけれども、引き続き

緊急事態が続くということであれば、国の方針ののっとって施設を開放していく、もちろんこれ

は、感染拡大に注意しながら、入場制限や予約制や、そういったことも全部つくって今日の日を準備をしていたんですけれども、東京都から要請がございました。

法律上、指定された自治体の長が上乗せの要請をすることができるということになっておりまして、最終的には、どういう科学的根拠やどういう論理的な納得をしたかと言われると、またこれはワイドショーで使われてしまいますから、ここでは詳細は避けたいと思うんですけれども、我々は、先生の御質問の趣旨は十分理解していますし、また、できるだけ早くそういうふうにしたと思います。

特に、劇場二分の一を認めて映画館を認めないというのは、ちよつとこれは、私も説明しろと言われたも説明できないです。ムービーシアターですから、映画館は。舞台には誰も立ちませんし、飛沫は一滴も飛びません。映像を見るわけですから。

そういう意味では、映画館の皆さんが今まで御努力してきたことに對して今回東京都がそういう措置をしたことは、我々としては、理解をし、人流を抑えるという意味では理解をして協力をしたと思いますけれども、皆さんしびれていらっしゃるのはいくつかありますので、何らかの支援をしっかりとしたいかなきゃいかぬ、こういう思っています。

○畑野委員 ですから、是非、本当に科学的な根拠を説明すること、十分な支援、大臣がおっしゃってくださったことをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

この点で伺いますが、アーツ・フォー・ザ・フューチャーのキャンセル料支援事業というのが始まりました。

確認ですが、任意団体は二人以上ですね。経費というのは、固定費のことが言われていますが、具体的に伺いたい。

そして、概算払い。これは大臣、検討するところの間言っていたら、加わったのはよかったと

思いますが、申請して交付決定されるのは一回と書いてあるんです。それだと限定になっちゃうので、それは是非柔軟に対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

アーツ・フォー・ザ・フューチャーのキャンセル料支援事業におきましては、任意の団体を構成する者は二人以上を必要としております。

また、補助対象経費は、緊急事態宣言期間中に自粛した公演活動等の開催準備のために発生した経費であって、例えば出演料、稽古費、スタッフ、会場費などが該当しますが、固定費についての範囲は、現在検討中でございますが、例えば人件費であるとか賃借料等、今まで対象となっていないかかったものについて補助対象とすることとしたところでございます。

概算払いの話でございますが、本事業では、一団体に交付決定するのは一回のみとはしておりますけれども、複数の公演、展覧会をまとめて申請することができまして、また、交付決定額の範囲内で事業の目的の達成がより効果的となる変更等は計画変更の申請を不要とするなど、柔軟な運用としてまいりたいというふうに考えております。

○畑野委員 今後の要望に依って、柔軟に対応していただきたいと思います。

次に、東京オリンピック・パラリンピック大会について伺います。

三月十日の当委員会の質疑の中で、政府から、指定病院については、都内で約十か所程度、都外二十か所程度の確保を念頭に現在交渉中と答弁をいただきました。

そこで伺います。

などには、大会指定病院に搬送する仕組みを取っておりまして、現在、組織委員会におきまして、競技会場等周辺の大学病院と調整を進めている状況にございます。現在、委員から御指摘もございましたが、都内約十か所、都外約二十か所の確保を念頭に交渉しているところと伺っております。

病床数についてもお話がございましたが、アスリート等を受け入れます大会指定病院との打合せに当たりましては、地域医療に支障が生じない範囲で、個別の医療機関とお話しているものと承知しております。

○畑野委員 東京都も、そして大阪府も含めて、本当に感染状況が深刻で、医療現場も逼迫している状況だと思っておりますけれども、どの程度確保できるのかと聞いたんだけれども、確保できているんですか、ゼロですか。

○河村政府参考人 お答えいたします。

病床数あるいは医療従事者の方も含めて、現在調整中であるというふうに聞いております。

○畑野委員 数字が出てこない。

丸川珠代オリパラ担当大臣が、三月十日、当委員会、地域医療に負担をかけないというのは本当に重要なことで、この点は私も十分に検討させていただきたいと御答弁いただきました。地域医療に負担をかけないということであれば、この指定病院がどうなのか、どれぐらいの病床や医療従事者を要請しているのか、こういうのは住民に明らかにするのは当然だと思います。

これは引き続き求めていきますから、後で出してください。

そして、伺いますけれども、指定病院のほかに協力病院というのがあります。協力病院は、会場に従事される医療従事者約一万人に協力をする病院だと同っておりますが、どれぐらいの数を想定しているんでしょうか。また、一万人の内訳について、医師、歯科医師、看護師、その他医療従事者の数は何人を想定して、どれぐらい確保できているのか、伺います。

○河村政府参考人 お答えいたします。

まず、協力病院についてお話がございましたが、協力病院につきましては、働きかけをしております中の一環となっております。

医療スタッフの確保に当たりましては、スポーツドクター等が所属いたします国内競技団体、あるいは、今委員御指摘の大会協力病院、あるいは医師会、看護協会等関係団体と丁寧にお話をしながら、現在お話をしているところであります。

それから、医療従事者の内訳についてお尋ねがございました。

東京大会の開催に係る医療スタッフの内訳でございますが、医師、歯科医師が約三割、看護師が約四割、理学療法士が約一割程度、さらに検査事務に当たられる方を約一割程度確保することを目指していると承知しております。

○畑野委員 そうすると、確認ですけれども、医師、歯科医師は三千人、看護師は四千人程度ということですか。

○河村政府参考人 お答えいたします。

概数でございますが、そのような理解で結構かと思えます。

○畑野委員 これは、一人五日というふうな計算でそういう数字なんです。それもまだ分からない、調整中ということですよ。

伺いますけれども、看護師五百人の派遣要請というのが看護協会にも行われて、大きな問題になりました。スポーツドクターについても二百人の要請をしているということですが、確認ですけれども、一万人の内数ということでこれも入るといふことですよ。それぞれ確保状況はどうなっているのかということ、こういう数字が出てくると、じゃ、残り九千三百人はどうなるのかということなんです。どうですか。

○河村政府参考人 お答えいたします。

先ほどもちょっと述べさせていただきましたが、東京大会の開催に当たる医療スタッフにつきましては、いろいろな対象先にお願いをしておりますところでございます。スポーツドクター等が所属する競技団体もそうですし、大会協力病院、医師

会、看護協会、そういったところに丁寧に説明をしながら働きかけをしているところでございます。

その中で、今委員から御指摘がございました一万人の内数であるところの五百人、二百人に当たります。日本看護協会及び日本スポーツ協会への要請についてであります。その一環として行われたものであります。スポーツドクターあるいは現在勤務をされておられない看護師の方々も含めまして、それぞれの方の希望に応じてお願いをしていくものと承知しております。

いずれにいたしましても、地域医療に支障を生じさせず、大会において必要な医療体制を確保できるよう、国といたしましても、引き続き、東京都や組織委員会等としっかりと連携を図りつつ、後押しをさせていただきたいと思っております。

○畑野委員 いや、だから何にも確保できていないということでしょう。

スポーツドクター二百八十人という報道が昨日ありましたけれども、スポーツドクターというのは医師ですよ。でも、二百八十人の内訳は、歯科医師というのも入っているんですね。これはスポーツドクターリストですよ。

だから、違うんですよ。そういうのも混乱して出てくるわけです。そういうのをちゃんと取りまとめてやらなかつたら、それは開催できないでしょう。

伺いますけれども、四月二十八日に第七回新型コロナウイルス感染症対策調整会議がオリパラので開催されました。変異株等に対応した追加的な対策について、案が示されました。アスリート等、大会関係者の出入国に係る措置の在り方で、受入れ責任者が管理することで実効性が担保されるということですが、受入れ責任者は誰ですか。

○河村政府参考人 お答えいたします。

東京大会に参加するアスリート等及び大会関係者の出入国に係る措置の在り方につきましては、今御指摘をいただきました二十八日に開催しましたコロナ調整会議において、変異株等への追加対

策として取りまとめが行われているところであり
ます。

その中におきまして、アスリート等や大会関係
者が国内にお住まいの方々との接触を厳に回避す
るため、滞在先や移動手段を限定する等の厳格な
行動管理、健康管理、また、出国前検査や入国時
検査に加えまして、定期的な検査をきちんと、必
要な防疫上の措置を講ずることとされておりまし
て、この措置の実効性を担保するため、受入れ責
任者が管理を行うこととしております。基本的
には組織委員会が受入れ責任者を務めることとな
りますが、外国から入国した選手が入国後十四日
以内にホストタウンに滞在する場合には、ホスト
タウン自治体が受入れ責任者を務めることとなり
ます。

○畑野委員 厳格なといっても、それぞれ、大会
関係者は、会社が受入れ責任者とかになるわけ
ですから、それでするんですか。違反者にペナル
ティーがあるといったって、実効性が担保される
かというのも、本当に言えないと思います。
最後に伺います。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に
おける学校連携観戦について、八十一万人が観戦
予定だったと二〇一九年時点で言われていたとい
うことを、しんぶん赤旗日曜版五月二日、五月九
日合併号が報道いたしました。

現在の観戦予定者数と、また、どのような感染
症対策を講じると検討されているのか、伺いま
す。

○藤江政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の学校連携観戦プログラムでございま
すが、これは御指摘のように、新型コロナウイルス
の感染が拡大する前の令和元年度に組織委員会に
よって募集が行われたものでございます。

現在、国内における新型コロナウイルスの感染
状況も踏まえて、観客上限に係る検討ですとか、
観客の感染症対策に係る検討が行われているところ
でございまして、この結果を踏まえ、本プログラ
ムの扱いについても組織委員会で検討がなされ

るものと認識しているところでございます。
また、そうした観客数あるいは感染症対策につ
いての今後の検討を踏まえたものとなりますけれ
ども、学校連携観戦プログラムにおける感染症対
策について東京都の教育委員会に確認いたしま
したところ、校外活動における感染症対策等につ
いて東京都教育委員会がまとめたコロナ対策下の学
校運営に関するガイドライン、あるいは、観戦の
ための移動に当たり、マスク着用等についてまと
めた鉄道連絡会のガイドラインの遵守、あるいは
観戦する学校に対する消毒液の配付といったこと
を予定していると聞いておりまして、さらに、観
客の感染症対策を踏まえた本プログラムの対策に
ついて検討していると承知しております。

○畑野委員 つまり、オリパラ関係に聞いても、
何も具体的な話は現時点でないということでは
よ。本当にひどいことだと思えます。
開催によつてコロナ感染症対策が中断されて、
コロナ感染を日本や世界に広げる要因になりかね
ませんので、すぐにでも中止を決定すべきだと。
今日、丸川大臣、一言も立たれませんでした。
もう終わります、時間が来りましたので。
何か一言あれば、伺って終わりますけれども。
○丸川国務大臣 同じ誕生日の畑野先生でござい
ますので。
とにかく国民に不安を与えない判断をするとい
うことが大事であると考えております。

○畑野委員 七割以上が中止、延期を求めている
ますので、であれば、中止の決断を求めて、質問
を終わります。

○左藤委員長 次に、藤田文武君。

○藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございま
す。
本日は、おとつきの五月十日の予算委員会で取
り上げさせていただきました従軍慰安婦等の表現
について、歴史教科書の問題、お聞きしたいと思
います。
まず、先日の予算委員会でもお聞きした内容を

なぞる形でお聞きしたいと思えます。
まず、四月の十六日に我が党の馬場伸幸幹事長
が、「従軍慰安婦」等の表現に関する質問主意書、
そして、「強制連行」「強制労働」という表現に関す
る質問主意書、二本の文書質問をさせていただき
まして、それに対して、四月二十七日、閣議決定
された答弁書が出ております。その中で、端的に
内容を申し上げますと、従軍慰安婦又はいわゆる
従軍慰安婦、そして、従軍と慰安婦の用語を組み
合わせて用いるということとは誤解を招き得る表現
なので使用していない、また、強制連行又は連行
ではなく、徴用が適切、そして、強制労働という
表現をすることも適切ではないという、閣議決定
された答弁書をいただいたわけでありまして。

それに伴いまして、菅総理からは、「教科書の
検定基準については、閣議決定その他の方法によ
り示された政府の統一した見解が存在する場合
は、それに基づいて記述されていること、これが
基準の一つになっています」という御答弁をいた
だきました。
つまり、今後の教科書については、これらは適
切でないというふうに受け止めたわけでありまし
けれども、今後の検定教科書に従軍慰安婦等の先
ほど申し上げた用語を使用することは適切ではな
いという見解でよろしいでしょうか。大臣に確認
したいと思います。

○萩生田国務大臣 教科書検定基準において、閣
議決定その他の方法により示された政府の統一的
な見解が存在する場合には、それらに基づいた記
述がされていることが基準の一つとされております。
今回、御指摘のような、従軍慰安婦や強制連
行、強制労働の表現に関する質問主意書の答弁書
が閣議決定されたことを受けて、今年度の教科書検
定より、教科書検定調査審議会において、当該政
府の統一的な見解を踏まえた検定を行ってまいり
ますので、今後、そういった表現は不適切という
ことになります。

○藤田委員 ありがとうございます。不適切とい
うふうに明言していただきました。
これは確認ですが、いわゆる従軍慰安婦という
表現があります。これも、いわゆるをつけても適
切ではないという理解でよろしいでしょうか。
○串田政府参考人 お答えいたします。
御指摘の質問主意書の答弁書におきまして、
「政府としては、「従軍慰安婦」という用語を用い
ることは誤解を招くおそれがあることから、「従
軍慰安婦」又は「いわゆる従軍慰安婦」ではなく、
単に「慰安婦」という用語を用いることが適切であ
る」といった内容で閣議決定されているところで
ございます。
このことを受けまして、今年度の教科書検定よ
り、教科書検定調査審議会におきまして、いわゆ
る従軍慰安婦という表現を含めて、当該政府の統
一的な見解を踏まえた検定を行ってまいりたいと
考えております。

○藤田委員 ありがとうございます。
もう一つ、従軍と慰安婦を同じ文脈で組み合わ
せるということも、同じ理解でよろしいでしょ
うか。

○串田政府参考人 お答えいたします。
先ほどもお答えしました質問主意書の答弁書に
おきまして、「従軍」「慰安婦」の用語を組み合
わせて用いるなど、同様の誤解を招き得る表現に
ついて使用していない」といった内容が閣議決
定されております。

こうしたことを受けまして、今年度の教科書検
定より、従軍と慰安婦の用語を組み合わせて使用
することも含め、検定審議会などにおいて議論の
上、当該政府の統一的な見解を踏まえた検定を
行ってまいりたいと考えております。

○藤田委員 ありがとうございます。これで明確
になったと思えます。
それでは、令和三年度から使用される山川出版
社発行の「中学歴史 日本と世界」、これは令和元
年度の検定済みの教科書でありますけれども、こ
こには、いわゆる従軍慰安婦や強制連行といった
ようなものが記載されているわけです。私が把握

する限りにおいて、この教科書だけじゃないと思うんです。

そもそも、これらの、従軍慰安婦、いわゆる従軍慰安婦、又はその組合せ、強制連行、連行、強制労働といった言葉が使われている検定教科書、中学、高校共に、可能な限り御紹介いただきたいと思っています。

○串田政府参考人 お答えいたします。

御指摘の、これまで御指摘いただきました答弁書におきまして示されております従軍慰安婦等の用語、それから強制連行などの用語の教科書における使用状況についてお答え申し上げます。

令和三年度から使用されております中学校社会の歴史的分野の教科書におきましては、従軍慰安婦の用語につきましては、山川出版社の「中学歴史 日本と世界」において記載されております。また、朝鮮人の強制連行の用語につきましては、学び舎の「ともに学ぶ人間の歴史」において記載がなされております。

また、令和四年度から使用されます高等学校歴史総合におきましては、従軍慰安婦等の用語につきましては、清水書院の「私たちの歴史総合」、実教出版の「詳述歴史総合」、東京書籍の「新選歴史総合」及び「詳解歴史総合」において記載がなされております。また、強制連行等の用語につきましては、第一学習社の「高等学校 歴史総合」及び「高等学校 新歴史総合 過去との対話、つなぐ未来」、東京書籍の「詳解歴史総合」、実教出版の「歴史総合」及び「詳述歴史総合」、清水書院の「私たちの歴史総合」において記載がなされております。

さらに、今年度、高等学校において使用されております日本史の教科書でございすけれども、まず、日本史Aにつきましては、従軍慰安婦等の用語につきましては七点中三点、強制連行等の用語につきましては七点中七点、それから、日本史Bにつきましては、従軍慰安婦等の用語につきましては八点中二点、強制連行等の用語につきましては八点中六点の記載がなされているところでござ

います。

○藤田委員 ありがとうございます。たくさんあるわけです。だから、これらが適切にされていくことを強く望むわけでありますけれども。

これは萩生田大臣におとついの予算委員会でも御答弁いただきましたが、今後の検定教科書については恐らくならないだろうと。今の、既に検定済み又は既に学生さんが学んでいるものについての対応についてまずお聞きしたいと思っていますが、いろいろ記者会見等でも御発言をいただいていると思いますが、このことについて確認したいと思っています。

○萩生田国務大臣 従軍慰安婦や強制連行などの用語が記載された、今御紹介のありました教科書については、まずは、教科書検定規則に基づき、当該教科書の発行者において、閣議決定された政府の統一な見解を踏まえてどのように検定済みの教科書の記述を訂正するのかを検討することになります。

そうした発行者による訂正申請などの状況を踏まえた上で、文科省として、教科書の検定基準に則した教科書記述となるように適切に対応してまいりたいと思います。

○藤田委員 ありがとうございます。

これは、私の理解では、まず、教科書検定規則第十四条第一項に記載されているように、今言ったように、いわゆる自発的な、教科書会社が自発的にどう修正していくかということが、一義的にはそれが先にあるんだろうと思います。その上で、同規則の第十四条第四項には、文部科学大臣は、検定を経た図書について、第一項及び第二項に規定する記載があると認められるときは、発行者に対し、その訂正申請を勧告することができると、訂正申請勧告のことが書かれてあるわけでありす。

このことについては、先日、恐らく十日だったと思うんですが、の加藤官房長官も会見で少し触れられました。その可能性があるということも否

定しなかったわけでありすけれども、このことについて、今後の対応、訂正申請勧告等の対応についてはどのように理解したらよろしいでしょうか。

○串田政府参考人 お答えいたします。

訂正申請の勧告についての御質問でございますけれども、教科書の記述が、今回閣議決定されました内容に基づく記述となっていない場合、教科書検定規則第十四条第一項に規定いたします、児童生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのある記載に該当することとなるものと考えられます。こうした場合におきまして、教科書検定規則において、教科書発行者が訂正申請を行わなければならないものと規定されております。

発行者から仮に訂正申請がなされなかった場合、教科書検定規則におきましては、文部科学大臣が訂正の勧告を行うことができるという旨の規定があるところでございすけれども、実際に訂正申請の勧告を行う必要があるかどうかにつきましては、教科書の具体的な内容や、今後の発行者による申請の状況などを踏まえまして判断してまいりたいと考えております。

○藤田委員 ありがとうございます。

適切な対応を各教科書会社にも求めたいと思います。

ちよつと背景を確認しておくと、この従軍慰安婦という言葉は戦時中には存在しませんでした。いわゆる戦後、昭和四十八年に同名小説を著した千田夏光氏が作った造語だということは周知の事実でありますけれども、一九八〇年代に、吉田清治氏による、軍令により済州島で女性を強制連行して慰安婦にしたという全くの作り話、虚偽の証言が独り歩きして拡散され、そして、朝日新聞等を始めとするメディアが大々的に取り上げてきたわけでありす。二〇一四年には、朝日新聞がこの件を正式に謝罪、撤回、訂正し、そして、しんぶん赤旗ですら、取消し、謝罪したという経緯があるわけでありす。

このことは、今回、その用語がどうかというこ

との答弁書、閣議決定の答弁書ですが、この経緯についても書いていただいています。

慰安婦が御指摘の軍より強制連行されたという見方が広く流布された原因は、吉田清治氏（故人）が、昭和五十八年に、日本軍の命令で、韓国の済州島において、大勢の女性狩りをした旨の虚偽の事実を発表し、当該虚偽の事実が、大手新聞社により、これは朝日新聞ですけれども、事実であるかのように大きく報道されたことにあると考えているところ、その後、当該新聞社は、平成二十六年、二〇一四年に従軍慰安婦用語メモを訂正し、主として朝鮮人女性を挺身隊の名で強制連行したという表現は誤りであることを発表し、当該報道に係る事実関係の誤りを認めた、そういう経緯も含めてこの答弁に至っているということが明記されているわけでありす。

この個別の用語についての見解はよく分かりました。今後は正されていくことだろうと思います。

その上で、この慰安婦という問題は、戦場のいわゆる性の問題であります。この戦場の性について、日本の歴史教科書、いわゆる日本史、世界史において扱われている事例というものを可能な限り御紹介いただきたいと思っています。

○串田政府参考人 お答えいたします。

御質問の趣旨に該当すると思われる記述を、我々が把握している中で例示させていただきますと思います。

例えば、現在使用されております高等学校の世界史の教科書におきまして、冷戦後の世界に関する記述において、ボスニア・ヘルツェゴビナの独立時、これは一九九二年でございすけれども、このときに起きた紛争において、ボシュニャク人女性に対する暴行が行われたことについて記載されているものがございす。

また、日本史の教科書におきましては、日中戦争に関する記述の中で南京事件を取り上げまして、その注意書きとして、女性を含む、一般女性

に対して暴行が行われたとの記述があるものがございます。

○藤田委員 ありがとうございます。

ここでボスニアの件を挙げていただきましたが、これは暴行なので犯罪ですね。

私が一つ聞きたいのは、この従軍慰安婦、いわゆる第二次世界大戦中の日本軍に關しての従軍慰安婦というものを取り留めて取り上げてきたという事例があるということ指摘して、後でまたそれについて聞きたいですが、ちよつと離れて、中学校とかの教科書で、いわゆる性についての話、これを取り上げるということについてどうかという疑問もあるわけですが、今、同じく日本の歴史教科書に扱われている事例の中で、性風俗とか性産業について扱われているものがあれば御紹介いただきたいんですが、例えば吉原とか赤線、そういったものは扱われてこなかったわけですね。

そういったものを考えたときに、この性風俗や性産業についてどのように扱われてきたかということをも可能な限り御紹介いただきたいと思っています。

○串田政府参考人 お答えいたします。

御質問の趣旨に該当すると考えられる記述を幾つか例示させていただきます。

例えば、現在使用されております高等学校の日本史の教科書におきまして、江戸時代の遊女というコラムで、遊郭と遊女の歴史等について記述しているものがございます。また、別の日本史の教科書におきまして、江戸時代の化政文化の浮世絵等に関する記述の中で遊女について取り上げているものもあるところでございます。

○藤田委員 ありがとうございます。

事例を挙げていただきました。こういった話題については相当抑制的に扱われてきたというのが事実だと思います。

諸外国をちよつと比べてみたいので、可能な範囲で、把握しておられるところを紹介いただきましたが、諸外国において、自国、他国を含め

て、先ほどの戦場の性の問題、これは古今東西ある問題であると思いますが、戦場の性についてどの程度記載されていると把握しているか、お聞かせいただけたらと思います。

○串田政府参考人 お答えいたします。

教科書制度につきましては、その国ごとに様々であることございまして、文部科学省におきましては、恐縮ではございますが、日本以外の歴史教科書の具体的な内容やその詳細につきまして把握しているところではございません。このため、御指摘の、諸外国の歴史教科書におきます戦場の性の問題につきましての記述に關しても把握していないところでございます。

○藤田委員 ありがとうございます。

これは事前にもちよつとさせていただいたんですが、なかなか今から調査するというのも時間があつたと思うので、これはいろいろ研究しているものを調べたいなというふうにも私も思いますが、

ここで私が思うところは、この従軍慰安婦という記載が、いろんな歴史的経緯、又は虚偽の、いわば誤報道の中で取り扱われてきたというのは、いわゆる強制連行説や、二十万人というような数字や、性奴隷にしたというような、そういうようなキーワードと結びついて、むちゃくちゃしているんだ、だから記載しているんだ、すごく特筆性があるよというところで取り上げられてきたというのが実態だと思っています。そのことは、もしそうであれば、私は記載してもおかしくないと思うんですね、むちゃくちゃしてきたのであれば、でも、そのうちではない。その歴史的経緯や、それぞれにまつわる、それが起こり得てきた吉田氏の証言等が全部否定されてきて、歴史的事実はないというふうな結論づけられ、公式見解でも定まっているわけでありまして。

であるならば、世界各国、古今東西にまつわる、一般化すると、慰安婦はいわゆる戦場の性の問題であります、その戦場の性の問題を、ここだけ取り留めて取り上げるといふのが、果たして、それは歴史教育において整合性があるのかという

素朴な疑問が湧くわけでありまして。

これは、教科書検定ということについてこれをどうこうと言うと、なかなか御見解を示していただくのが難しいと思うので、あくまで一般論としてお聞きしたいというふうに思いますが、

戦場の性の問題は、先ほどから申し上げているように、いろんなところで、犯罪性や、又は、犯罪でない合法的なものも含め、そして文化的なものも含め、たくさんあります。その中で、これまでの日本の歴史教育において、第二次世界大戦時という時代、そして日本軍という、個別の国又は組織というものについて関係した慰安婦のみが大きく取り上げられるということ、私は、歴史教育のフェアネスというか整合性から、少し、素朴に、これはちよつと疑問があるんじゃないかなというふうな思ふわけでありまして。

これは一般論として、是非、大臣の御見解をお聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○萩生田国務大臣 学習指導要領で必ず学習する内容とされているもの以外は、教科書において具体的にどのような内容をどのように取り上げるのかについては基本的に教科書の発行会社の方に裁量権は委ねられているんですけども、今、今回の閣議決定によって、強制性のある慰安婦等については今後その記述がなくなっていくんだらうというふうな期待をしていますし、そうであるべきだと思ふんですね。

先生も御指摘いただいたように、吉田清治なる方の作り話が元で、世界が誤解をする、そして、それが学校の教科書にも登場するという事態になったことは、私は極めて残念なことだと思います。

ちよつと平成二十六年のときに、こういったことは、歴史的に確認できていることについては政府として認めたものについてのみ教科書には記述をしようということルール化をしまして、その後正常化をしてきたというふうには私は思っていますので、今回、久しぶりにまたこういう

記述が出てきた。

ただ、さつき赤線のお話などにも触れていただきましたけれども、世界的に見ても、中学生のレベルで、性行為といいますが、こういったものを記述をしている教科書すら見当たらないわけでありまして、実際に現場で先生方が教えるとなるとこれはすごく難しいだろうな、歴史的背景もちゃんと教えないと、例えば公娼制度があった時代であるというようなことや、金銭のやり取りですとか、そういったことまですると、またかえって誤解を招くことにもなるんだらうなというふうに個人としては思っておりますけれども、今回、こういったことで政府が一つの方針を示したことで、少しづつこういったことは正がされていくんだらうと思ひます。

ただし、教科書において、御指摘のように、特定の事柄を強調し過ぎないかということについては、教科書検定基準の一つとして明示しておりますので、当該基準に照らして教科書検定調査審議会においてしっかりと御審議をいただきたいと思っております。

○藤田委員 ありがとうございます。

萩生田大臣が、大臣というお立場の中でも、非常に踏み込んだ、誠意ある御答弁に感謝を申し上げます。

今回の一連の閣議決定された答弁書、そしてまた今回の予算委員会、そして今日の文科委員会におきまして確認されたことを総合的に見ますと、非常に評価できることでありますし、先ほど大臣から触れていただいた、世界中でそういう誤解や、あたかも日本だけが特別に物すごくひどいことをしてきた、そういう歴史的な曲がった事実が広められてきたということが是正されていくというところを、素朴に、私は真剣に望みたいというふうな思ふわけでありまして。

この問題に關しては、今日はここまでにさせていただきますたいと思ひます。ただ、今後の、教科書会社等の対応、そして文科省さんのそれに対しての対応について引き続き注視し、この答弁書、そ

して御答弁の、政府の意思に沿った形で進んでいくことを強く望むわけでございます。

今日は、この話題一問で通告させていただいて、非常に前向きな御答弁をいただいたので、時間は早いですが、時間も押していますから、今日はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○左藤委員長 次に、内閣提出、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。萩生田文部科学大臣。

著作権法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○萩生田国務大臣 この度、政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、図書館関係の権利制限規定の見直しを行います。

図書館関係の権利制限規定については、従来から、デジタル化、ネットワーク化に対応できていない部分があるとの課題が指摘されてきたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等によって、インターネットを通じて図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化したしました。こうした状況を踏まえ、権利者

利益保護の観点に十分留意しつつ、デジタルネットワーク技術を活用した国民の情報アクセスを充実させていくことが重要であります。

このため、まず、国立国会図書館が、絶版等で一般に入手困難な資料のデータを、図書館等だけではなく、事前登録した利用者に対して直接インターネット送信できるようにします。これによって、利用者は、各家庭等にながらにして、国立国会図書館のウェブサイトで多様な資料を閲覧することができるようになります。

また、図書館等において、利用者の調査研究の用に供するため、現行の紙媒体での複写サービスに加え、権利者保護のための厳格な要件の下で、著作物の一部分をメールなどで送信することができるようになります。その際、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うよう求めることとします。

第二に、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化のための措置を講じます。

放送番組のインターネット同時配信等は、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から非常に重要な取組であります。他方、放送番組には、多様かつ大量の著作物等が利用されているため、同時配信等を推進するに当たっては、これまで以上に迅速かつ円滑な権利処理を可能とする必要があります。

このため、放送事業者の有する権利処理に係る様々な課題に総合的に対応し、著作権制度に起因して映像の差し替えなどが生じる「フタかぶせ」を解消することを目指して、同時配信等について、放送と同様の円滑な権利処理を実現いたします。

具体的措置としては、まず、学校教育番組の放送や国会等での演説の利用など、放送では許諾なく著作物等を利用できることを定める権利制限規定について、同時配信等にも適用できるように拡充します。また、放送事業者と権利者が放送番組での著作物等の利用を認める契約を行う際、権利者が別段の意思表示をしていなければ、放送に

加え同時配信等での利用も許諾したものと推定する許諾推定規定を創設することで、放送と同時配信等の権利処理をワンストップ化します。

また、集中管理等が行われておらず円滑に許諾を得ることが困難なレコードや実演について、同時配信等に当たっての事前の許諾を不要としつつ、事後的に放送事業者が権利者に補償金を支払うことを求めることとします。

さらに、放送に当たって放送事業者と権利者との協議が調わない場合における文化庁長官の裁定制度を、同時配信等でも活用することができるようになります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○左藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、来る十四日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律

第一条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号の五の次に次の三号を加える。

九の六 特定入力型自動公衆送信 放送を受信して同時に、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより行う自動公衆送信(当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。)をいう。

九の七 放送同時配信等 放送番組又は有線

放送番組の自動公衆送信(当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。以下この号において同じ。)のうち、次のイからハまでに掲げる要件を備えるもの(著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者以下「著作権者等」という。)の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの及び特定入力型自動公衆送信を除く。)をいう。

イ 放送番組の放送又は有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内(当該放送番組又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送されるものである場合においては、一月以内でその間隔に応じ文化庁長官が定める期間内)に行われるもの(当該放送又は有線放送が行われるより前に行われるものを除く。)であること。

ロ 放送番組又は有線放送番組の内容を変更しないで行われるもの(著作権者等から当該自動公衆送信に係る許諾が得られていない部分を表示しないことその他のやむを得ない事情により変更されたものを除く。)であること。

ハ 当該自動公衆送信を受信して行う放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定めるものが講じられているものであること。

九の八 放送同時配信等事業者 人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係(以下単に「密接な関係」という。)を有する放送事業者又は有線放送事業者から放送番組又は有線放送番組の供給を受けて放送同時配信等を業として行う事業者をいう。

第二条第一項第二十一号中「著作権者、出版

権者又は著作隣接権者(以下「著作権者等」という。)[を「著作権者等」に改め、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 著作権等管理事業者 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第二十三条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。

第二条第九項中「第九号の五」の下に、「第九号の七」を加える。

第三条第一項中「者又は」を「若しくは」に、「得た者若しくは」を「得た者又は」に、「第三十七号第三項ただし書及び第三十七号の二ただし書において」を「以下」に改める。

第四条第一項中「次項、第三十七号第三項ただし書及び第三十七号の二ただし書において」を「以下」に改める。

第二十九号第二項中「が放送」の下に「又は放送同時配信等」を加え、同項第一号中「自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)[を「特定入力型自動公衆送信」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

第二十九号第三項中「有線放送」の下に「又は放送同時配信等」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

第三十一条第一項中「の資料(以下この条)[を「の資料(次項」に改め、同項第一号中「。第三項において同じ。」を削り、同条第二項中「次項」を

「次項若しくは第四項」に、「同項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供する」を「次に掲げる行為を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。

二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること(当該著作物の伝達を受ける者から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第五項第二号及び第三十八条において同じ。))を受けない場合に限る。)

第三十一条に次の四項を加える。

4 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第二項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信(当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。))を行うことができる。

一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者(次号において「事前登録者」という。))の用に供することを目的とするものであること。

二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講

じていること。

5 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること。

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従つて、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。

イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさと以下の大きさと表示する場合 営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

ロ イに掲げる場合以外の場合 公共の用に供される施設であつて、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するもののうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれていものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

6 第四項の特定絶版等資料とは、第二項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。

7 前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料

に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。

第三十四条第一項中「若しくは」を削り、「又は当該放送を受信して同時に」を「地域限定特定入力型自動公衆送信(特定入力型自動公衆送信のうち、」に改め、「以下同じ」を削り、「自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)[を「行われるものをいう。以下同じ」に改め、「行い」の下に、「又は放送同時配信等」放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限る。第三十八条第三項、第三十九条並びに第四十条第二項及び第三項において同じ。))を行い」を加える。

第三十八条第一項中「(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)[を削り、同条第二項中「専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)[を「地域限定特定入力型自動公衆送信」に改め、同条第三項中「又は有線放送される著作物(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。)[を「有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等(放送又は有線放送が終了した後)に開始されるものを除く。』が行われる著作物」に改める。

第三十九条第一項中「若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力する限定特定入力型自動公衆送信を行い、若しくは

放送同時配信等」に改め、同条第二項中「若しくは削り、又は自動公衆送信される」を「地域限定特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われる」に改める。

第四十条第二項中「若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む）」を「有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、若しくは放送同時配信等」に改め、同条第三項中「若しくは削り、又は自動公衆送信される」を「地域限定特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われる」に改める。

第四十四条第一項中「ことなく放送する」を「ことなく放送し、又は放送同時配信等する」に改め、「自己の放送の下に」又は「放送同時配信等（当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が放送番組の供給を受けて行うものを含む）」を加え、「同じく放送する」を「同じく放送し、若しくは放送同時配信等する」に改め、同条第二項中「有線放送する」を「有線放送し、又は放送同時配信等する」に改め、「除く」の下に「又は放送同時配信等（当該有線放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が有線放送番組の供給を受けて行うものを含む）」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「又は有線放送」を、「有線放送又は放送同時配信等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 放送同時配信等事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送同時配信等することができる著作物を、自己の放送同時配信等のために、自己の手段又は自己と密接な関係を有する放送事業者若しくは有線放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

、第四十七条の六第一項第二号中「第三十一条第一項若しくは第三項後段」を「第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る）、第三項（第一号に係る部分に限る）若しくは第五項（第一号に係る部分に限る）」に改める。

第四十七条の七中「第三項後段、第三十二条」を「第三項（第一号に係る部分に限る）。以下この条において同じ。、第三十二条に、「第三十一条第一項若しくは第三項後段」を「第三十一条第一項若しくは第三項」に改める。

第四十九条第一項第一号中「若しくは第三項後段」を、「第三項第一号若しくは第五項第一号」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同項第三号中「第四十四条第三項」を「第四十四条第四項」に、「又は有線放送事業者」を、「有線放送事業者又は放送同時配信等事業者」に改め、同条第二項第一号中「若しくは第三項後段」を、「第三項第一号若しくは第五項第一号」に改める。

第六十三条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾（第一項の許諾をいう。以下この項において同じ。）を行うことができる者が、特定放送事業者等（放送事業者又は有線放送事業者のうち、放送同時配信等を業として行い、又はその者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等のために放送番組若しくは有線放送番組を供給しており、かつ、その事実を周知するための措置として、文化庁長官が定める方法により、放送同時配信等が行われている放送番組又は有線放送番組の名称、その放送又は有線放送の時間帯その他の放送同時配信等の実施状況に関する情報として文化庁長官が定める情報を公表しているものをいう。以下この項において同じ。）に対し、当該特定放送事業者等の放送番組又は有線放送番組における著作物の利用の許諾を行った場合には、

当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には当該著作物の放送同時配信等（当該特定放送事業者等と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送番組又は有線放送番組の供給を受けて行うものを含む。）の許諾を含むものと推定する。

第六十八条の見出しを「著作物の放送等」に改め、同条第一項中「放送しよう」を「放送し、又は放送同時配信しよう」に改め、「放送事業者」の下に「又は放送同時配信等事業者」を加え、「の許諾」を「若しくは放送同時配信等の許諾」に、「放送する」を「放送し、又は放送同時配信等する」に改め、同条第二項中「放送される」を「放送され、又は放送同時配信等される」に、「専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む）」を「地域限定特定入力型自動公衆送信」に、「自動公衆送信」を「地域限定特定入力型自動公衆送信」に改める。

第七十条第四項第二号中「放送」の下に「又は放送同時配信等」を加える。

第八十条第四項中及び第五項を「及び第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第八十六条第一項中「第三項後段」を「第三項（第一号に係る部分に限る）」に改め、同条第二項第一号中「私的使用の目的」の下に「又は第三十一条第五項第一号に定める目的」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「第三項後段」を「第三項第一号」に改め、同条第三項中「第三十一条第三項前段」の下に「及び第四項」を加える。

第九十三条の見出しを「放送等のための固定」に改め、同条第一項中「放送の」を「放送及び放送同時配信等の」に改め、同条第二項中「行なった」を行つたに改め、同項第一号中「放

送」の下に「若しくは放送同時配信等」を加え、同項第二号中「放送事業者」の下に「又は放送同時配信等事業者」を加え、「さらに」を「更に」に、「放送の」を「放送又は放送同時配信等の」に改める。

第九十四条を第九十三条の二とし、同条の次に次の二項を加える。

（放送等のための固定物等による放送同時配信等）

第九十三条の三 第九十二条の二第一項に規定する権利（放送同時配信等に係るものに限る。以下この項及び第九十四条の三第一項において同じ。）を有する者（以下「特定実演家」という。）が放送事業者に対し、その実演の放送同時配信等（当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が放送番組の供給を受けて行うものを含む。）の許諾を行つたときは、契約に別段の定めがない限り、当該許諾を得た実演（当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。）について、当該許諾に係る放送同時配信等のほか、次に掲げる放送同時配信等を行うことができる。

一 当該許諾を得た放送事業者が当該実演について第九十三条第一項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送同時配信等

二 当該許諾を得た放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送同時配信等

2 前項の場合において、同項各号に掲げる放送同時配信等が行われたときは、当該放送事

業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の報酬を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならない。

3 前項の報酬を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた著作権等管理事業者(以下この条において「指定報酬管理事業者」という。)によつてのみ行使することができる。

4 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える著作権等管理事業者でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

一 営利を目的としないこと。

二 その構成員が任意に加入し、又は脱退することができないこと。

三 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 第二項の報酬を受ける権利を有する者(次項及び第七項において「権利者」という。)のためにその権利を行使する業務を自らの確に遂行するに足る能力を有すること。

5 指定報酬管理事業者は、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

6 文化庁長官は、指定報酬管理事業者に対し、政令で定めるところにより、第二項の報酬に係る業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

7 指定報酬管理事業者が第三項の規定により権利者のために請求することができる報酬の額は、毎年、指定報酬管理事業者と放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体との間において協議して定めるものとす

8 前項の協議が成立しないときは、その当事

者は、政令で定めるところにより、同項の報酬の額について文化庁長官の裁定を求めることができる。

9 第七十条第三項、第六項及び第八項、第七十一条(第二号に係る部分に限る。)、第七十二条第一項、第七十三条本文並びに第七十四条第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。第十一項において同じ。及び第二項の規定は、第二項の報酬及び前項の裁定について準用する。この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあり、及び同条第六項中「申請者に通知し、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者とあるのは、当事者と、第七十四条第二項中「著作権者」とあるのは、第九十三条の第三項に規定する指定報酬管理事業者」と読み替えるものとする。

10 前項において準用する第七十二条第一項の訴えにおいては、訴えを提起する者が放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体であるときは指定報酬管理事業者を、指定報酬管理事業者であるときは放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体を、それぞれ被告としなければならない。

11 第九項において準用する第七十四条第一項及び第二項の規定による報酬の供託は、指定報酬管理事業者の所在地の最寄りの供託所にするものとする。この場合において、供託をした者は、速やかにその旨を指定報酬管理事業者者に通知しなければならない。

12 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第七項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

13 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項の報酬の支払及び指定報酬管理事業者

に關し必要な事項は、政令で定める。
(特定実演家と連絡することができない場合の放送同時配信等)

第九十四条 第九十三条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる放送において実演が放送される場合において、当該放送を行う放送事業者又は当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者は、次に掲げる措置の全てを講じてもなお当該実演に係る特定実演家と連絡することができないときは、契約に別段の定めがない限り、その事情につき、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定したもの(以下この条において「指定補償金管理事業者」という。)の確認を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額の補償金であつて特定実演家に支払うべきものを指定補償金管理事業者者に支払うことにより、放送事業者にあつては当該放送に用いる録音物又は録画物を用いて、放送同時配信等事業者にあつては当該放送に係る放送番組の供給を受けて、当該実演の放送同時配信等を行うことができる。

一 当該特定実演家の連絡先を保有している場合には、当該連絡先に宛てて連絡を行うこと。

二 著作権等管理事業者であつて実演について管理を行っているものに対し照会すること。

三 前条第一項に規定する公表がされているかどうかを確認すること。

四 放送同時配信等することを予定している放送番組の名称、当該特定実演家の氏名その他の文化庁長官が定める情報を文化庁長官が定める方法により公表すること。

2 前項の確認を受けようとする放送事業者又は放送同時配信等事業者は、同項各号に掲げる措置の全てを適切に講じてもなお放送同時配信等しようとする実演に係る特定実演家と

連絡することができないことを疎明する資料を指定補償金管理事業者に提出しなければならない。

3 第一項の規定により補償金を受領した指定補償金管理事業者は、同項の規定により放送同時配信等された実演に係る特定実演家から請求があつた場合には、当該特定実演家に当該補償金を支払わなければならない。

4 前条第四項の規定は第一項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第一項の補償金及び指定補償金管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬を受ける権利を有する者(次項及び第七項において「権利者」という。)のためにその権利を行使する」とあるのは「次条第一項の確認及び同項の補償金に係る」と、同条第五項中「権利者」とあるのは「特定実演家」と、同条第六項中「第二項の報酬」とあるのは「次条第一項の確認及び同項の補償金」と、同条第七項中「第三項の規定により権利者のために請求することができる報酬」とあるのは「次条第一項の規定により受領する補償金」と読み替えるものとする。

第九十四条の二中「次条第一項」を「第九十五条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(商業用レコードに録音されている実演の放送同時配信等)

第九十四条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード(送信可能化されたレコードを含む。次項、次条第一項、第九十六条の三第一項及び第二項並びに第九十七条第一項及び第三項において同じ。)に録音されている実演(当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官

が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。』について放送同時配信等を行うことができる。

2 前項の場合において、商業用レコードを用いて同項の実演の放送同時配信等を行ったときは、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならない。

3 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。

4 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第九十四条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者、有線放送事業者」と読み替えるものとする。

第九十五条第一項中「送信可能化されたレコードを含む。第九十七条第一項及び第三項において同じ。」を削り、同条第十三項中「昭和二十二年法律第五十四号」を削る。

第九十六条の二の次に次の一条を加える。

（商業用レコードの放送同時配信等）
第九十六条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、商業用レコード（当該商業用レコードに係る前条に規定する権利（放送同時配信等に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）について

著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該商業用レコードに係る同条に規定する権利を有する者の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。次項において同じ。）を用いて放送同時配信等を行うことができる。

2 前項の場合において、商業用レコードを用いて放送同時配信等を行ったときは、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を当該商業用レコードに係る前条に規定する権利を有する者に支払わなければならない。

3 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。

4 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第九十六条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者、有線放送事業者」と読み替えるものとする。

第二百二条第一項中「第九十二条第一項の下に「第九十二条の二第二項、第九十六条の二」を、「第九十二条第一項又は第九十六条の二」の下に、「同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第二項又は第九十六条の二」とを加え、同条第五項中「専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている

る電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。』を「地域限定特定人力型自動公衆送信」に改め、同条第八項中「これを受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。』を「地域限定特定人力型自動公衆送信」に改め、同条第九項第一号中「若しくは第三項後段を」、「第三項第一号若しくは第五項第一号」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第三号中「第四十四条第三項」を「第四十四条第四項」に、「又は有線放送事業者」を、「有線放送事業者又は放送同時配信等事業者」に改める。

第二百三条中「及び第四項を」を「から第五項ま

目次中「第二節 授業目的公衆送信補償金（第四百四条の十一―第四百四条の十の八）」を「第二節 授業目的公衆送信補償金（第四百四条の十一―第四百四条の十七）」に改める。

第三節 授業

「に改める。」

第三十一条第一項中「この項及び第三項を「この条及び第四百四条の十の四第三項」に改め、「次項の下に」及び第六項を加え、同項第一号中「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物」を「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名称の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しない」と認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの」に改め、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「第四項を」第八項に、「第二項を」第六項に改め、同項を同条第十

十項とし、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項中「第二項を」第六項に改め、同項第一号中「その氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報」を「利用者情報」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項第二号中「第五項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に、「第四項を」第八項に改め、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。
2 特定図書館等においては、その営利を目的とし、当該特定図書館等の利

用者(あらかじめ当該特定図書館等)にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報(次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。)を登録している者に限る。第四項及び第四百四条の十の四第四項において同じ。)の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部)について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類(著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。)の実施状況を含む。第四百四条の十の四第四項において同じ。)及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。
二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと(当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。)
三 前項に規定する特定図書館等とは、図書館等であつて次に掲げる要件を備えるものをいう。

一 前項の規定による公衆送信に関する業務

を適正に実施するための責任者が置かれていること。

二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行つていること。

三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。

四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

4 第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。

5 第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

第三十二條第二項中「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作物の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物」を「国等の周知目的資料」に改める。

第四十七條の六第一項第二号中「第三項を『第二項、第四項、第七項』に、『第五項』を『第九項』に改める。

第四十七條の七中「第三項(を『第七項』に、『第三十一條第一項若しくは第三項を『第三十一條第一項若しくは第七項』に改める。

第四十九條第一項第一号及び第二項第一号中

「第三項第一号若しくは第五項第一号」を「第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号」に改める。

第八十一條第二号中「次条第二項第二号」の下に「及び第四百四条の十の三第二号ロ」を加える。

第八十六條第二項中「第三項(を『第七項』に改め、『第三十條の四ただし書』の下に、『第三十一條第一項第一号』を加え、同条第二項第一号中「第三十一條第五項第一号」を「第三十一條第四項若しくは第九項第一号」に改め、同項第二号中「第三項第一号」を「第七項第一号」に改め、同条第三項中「第三十一條第三項前段及び第四項」を「第三十一條第二項(第二号に係る部分に限る。)、第五項、第七項前段及び第八項」に改め、『第三十條の四ただし書』の下に、『第三十一條第五項』を加え、『同条第一項ただし書』を「第三十一條第二項中『著作権者』とあるのは『出版権者』と、『著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは』とあるのは『第七十九条の出版権の設定を受けた者又は』と、第四十七條の五第一項ただし書」に改める。

第二百二條第九項第一号中「第三項第一号若しくは第五項第一号」を「第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号」に改める。

第四百四条の二第一項中「(以下この節において『指定管理団体』という。』を削り、『当該指定管理団体』を『当該指定を受けた団体(以下この節において『指定管理団体』という。』に改め、同条第二項中「前項の規定による指定がされた場合には、」を削る。

第四百四条の十一第一項中「(以下この節において『指定管理団体』という。』を削り、『当該指定管理団体』を『当該指定を受けた団体(以下この節において『指定管理団体』という。』に改め、同条第二項中「前項の規定による指定がされた場合には、」を削る。

第五章第二節を同章第三節とし、同章第一節

の次に次の一節を加える。

第二節 図書館等公衆送信補償金(図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使)

第四百四条の十の二 第三十一條第五項(第八十六條第三項及び第二百二條第一項において準用する場合を含む。第四百四条の十の四第二項及び第四百四条の十の五第二項において同じ。)の補償金(以下この節において「図書館等公衆送信補償金」という。)を受ける権利は、図書館等公衆送信補償金を受ける権利を有する者(次項及び次条第四号において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた団体(以下この節において「指定管理団体」という。)によつてのみ行使することができる。

2 指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて図書館等公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

(指定の基準)

第四百四条の十の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人であること。
二 次に掲げる団体を構成員とすること。

イ 第三十一條第二項(第八十六條第三項及び第二百二條第一項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。)の規定による公衆送信(以下この節において「図書館等公衆送信」という。)に係る著作物に関し第二十三條第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において図書館等公衆送信に係る著作物に関し同項に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ロ 図書館等公衆送信に係る著作物に関する第二号出版権者を構成員とする団体（その連合体を含む）であつて、国内において図書館等公衆送信に係る著作物に関する第二号出版権者の利益を代表すると認められるもの

三 前号イ及びロに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 営利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 権利者のために図書館等公衆送信補償金を受け取る権利を行使する業務（第百四条の十の六第一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。）を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

（図書館等公衆送信補償金の額）

第百四条の十の四 第百四条の十の二第二項の規定により指定管理団体が図書館等公衆送信補償金を受け取る権利を行使する場合には、指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可があつたときは、図書館等公衆送信補償金の額は、第三十一条第五項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、図書館等を設置する者の団体で図書館等を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る図書館等公衆送信補償金の額が、第三十一条第二項の規定の趣旨、図書館等公衆送信に係る著作物の種類及び用途並びに図書館等公衆

送信の態様に照らした著作権者等の利益に与える影響、図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に取得することができることにより特定図書館等の利用者が受ける便益その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

（補償金関係業務の執行に関する規程）

第百四条の十の五 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、図書館等公衆送信補償金の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十一条第五項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

（著作権等の保護に関する事業等のための支出）

第百四条の十の六 指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の総額のうち、図書館等公衆送信による著作物の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権、出版権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に

関し監督上必要な命令をすることができる。（報告の徴収等）

第百四条の十の七 文化庁長官は、指定管理団

体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。（政令への委任）

第百四条の十の八 この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 附則第三条及び第四条の規定 令和三年十月一日

三 第一条中著作権法第三条第一項の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第三十一条の改正規定、同法第三十八条第一項の改正規定、同法第四十七条の六第一項第二号の改正規定、同法第四十七条の七の改正規定、同法第四十九条第一項第一号の改正規定（若しくは第三項後段を）、第三項第一号若しくは第五項第一号に改める部分に限る。）、同条第二項第一号の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第二百二条第九項第一号の改正規定（若しくは第三項後段を）、第三項第一号若しくは第五項第一号に改める部分に限る。）、並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の著作権法（以下「第一条改正後著作権法」という。）第二十九条第二

項及び第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に創作される映画の著作物の著作権の帰属について適用し、施行日前に創作された映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。（放送同時配信等の対象としない自動公衆送信を定めるための準備行為）

第三条 文化庁長官は、第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の七に規定する著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者の利益を不当に害するおそれがある自動公衆送信又は広く国民が容易に視聴することが困難な自動公衆送信を定めるために、施行日前においても、総務大臣に協議することができる。

（著作権等管理事業者の指定等に関する準備行為）

第四条 文化庁長官は、施行日前においても、第一条改正後著作権法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定及び第一条改正後著作権法第九十三条の三第四項（第一条改正後著作権法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により、著作権等管理事業者（第一条改正後著作権法第二条第一項第二十三号に規定する著作権等管理事業者をいう。以下この条において同じ。）の指定をすることができる。この場合において、それらの指定は、施行日以後は、それぞれ第一条改正後著作権法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定とみなす。

2 前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者は、施行日前においても、第一条改正後著作権法第九十三条の三第七項及び第十二項（これらの規定を第一条改正後著作権法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の例により、

令和四年の第一条改正後著作権法第九十三条の三第七項に規定する報酬又は補償金の額について、放送事業者、有線放送事業者若しくは放送同時配信等事業者（第一条改正後著作権法第二条第九号の八に規定する放送同時配信等事業者をいう。附則第八条第一項において同じ。）又はその団体と協議して定めることができる。（団体の指定等に関する準備行為）

第五条 文化庁長官は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）前においても、第二条の規定による改正後の著作権法（以下この条及び附則第八条第二項において「第二条改正後著作権法」という。）第百四条の十の二第一項及び第百四条の十の三の規定の例により、団体の指定をすることができ。この場合において、当該指定は、第四号施行日以後は、第二条改正後著作権法第百四条の十の二第一項の規定による指定とみなす。

2 前項の規定による指定を受けた団体は、第四号施行日前においても、第二条改正後著作権法第百四条の十の四第一項及び第三項の規定の例により、同項の意見を聴き、及び同条第一項の認可の申請をすることができ。

3 文化庁長官は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四号施行日前においても、第二条改正後著作権法第百四条の十の四第四項及び第五項の規定の例により、文化審議会に諮問し、及びその認可をすることができ。この場合において、当該認可は、第四号施行日以後は、同条第一項の規定による認可とみなす。

4 第一項の規定による指定を受けた団体は、第四号施行日前においても、第二条改正後著作権法第百四条の十の五の規定の例により、同条第一項の補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出ることができる。この場合において、当該届出は、第四号施行日以後

は、同項の規定による届出とみなす。
5 文化庁長官は、第二条改正後著作権法第百四条の十の六第一項の政令の制定の立案のために、第四号施行日前においても、文化審議会に諮問することができる。（罰則についての経過措置）

第六条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）
（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討等）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等（第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の七に規定する放送同時配信等をいう。以下この項において同じ。）の実施状況、これらの者による著作隣接権者への報酬及び補償金の支払の状況その他の第一条改正後著作権法の施行の状況を勘案し、放送同時配信等における著作物、実演及びレコードの公正な利用並びに著作権者及び著作隣接権者の適正な利益の確保に資する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、第二条改正後著作権法第三十一条第三項に規定する特定図書館等の設置者による図書館等公衆送信補償金（第二条改正後著作権法第百四条の十の二第一項に規定する図書館等公衆送信補償金をいう。以下この項において同じ。）の支払に要する費用を第二条改正後著作権法第三十一条第二項に規定する特定図書館等の利用者の負担に適切に反映させることが重要であることに鑑み、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、図書館等公衆送信補償金の

趣旨及び制度の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

理由

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和三年六月二十一日印刷

令和三年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C